

# 近世ブランデンブルクにおける「官職＝領主貴族」の成立(1) The Formation of the “Service-and Landlord Nobility” in Early Modern Brandenburg (1)

山 崎 彰

YAMAZAKI, Akira

キーワード：ブランデンブルク, 農場領主(制), 官職貴族, 軍政コミサリアート

Keywords: Brandenburg, Gutsherr (schaft), adliger Amtsträger, Kriegskommissariat

## 序 論

第1節 16世紀における城主＝官職貴族と農場領主制の形成(以上本号)

第2節 「17世紀危機」下におけるブランデンブルク権力構造の変容

第3節 三十年戦争後の軍事・租税財政と農場領主制確立過程における貴族

## 結 語

## 序 論

ブランデンブルクをはじめとする東部ドイツの貴族(ユンカー)は、プロイセン国家の支配的身分・階級であったがために、その歴史についてはこれまで多くの歴史研究が積み重ねられてきた。このうち近世史の領域では、わが国においては、いわゆる農場領主制Gutsherrschaftの形成過程に焦点を当てた比較経済史研究とともに、絶対王制下の身分制諸機関や官職制度を検討対象とした、社会的性格をあわせ持つ国制史研究の領域に優れた研究が存在する<sup>(1)</sup>。本研究は、ブランデンブルク、特にその中でオーデル河西岸のクールマルクに地域を限定し、近世貴族の成立過程に関する大まかな見取り図を描くこと、特に17世紀をはさみ、18世紀の貴族支配の特性を、16世紀のそれとの比較によって明らか

にすることを課題としているが、その際、上記両領域での貴族像を一つの歴史像にまとめあげること、筆者の注意は払われている<sup>(2)</sup>。

ブランデンブルク貴族達の「権力エリート」Machteliteとしての特徴は、領主貴族であるとともに官職貴族(軍隊将校をも含めた)であることに求められる。即ちブランデンブルクの「権力エリート」とは、封建的制度を強く残しつつ市場経済のダイナミックな発展をみ、他方で家産的・身分制の要素を含みつつも大がかりな国家形成が進んだこの時期にあって、両領域で支配的地位を占め、しかもこれらの発展より最大の利益を得た一群の貴族達であった<sup>(3)</sup>。しかしながらわが国のドイツ史学界においては、この両規定をまとめあげ一つの身分として彼らを分析する試みは、なおざりにされてきたといっても過言ではな

い。高柳信一氏によって、国制史研究に比較経済史研究の成果を取り込む試みが行われたにもかかわらず<sup>4)</sup>、その後両領域は互いの研究史に無関心のまま今日にまで至っていることに、その主要な原因を求めることができるが、他方で両領域における次のような限界もまた、貴族身分を階層として充分検討しえなかったことの要因となっているように思われる。即ち国制史の分野においては、たとえそれが社会史的性格を帯びていたとはいえ、基本的に制度分析の域を出ず、このため貴族達を実体を持った身分・階層として捉えることができなかつた。他方経済史領域の研究においては、領地経済の検討をすすめるに際して、東エルベ領主制の一般的性格を強調する傾向が強く、その場合それが貴族領であるか、あるいは教会・修道院、都市参事会、領邦君主などの領地であるかに関心はあまり向けられず、また貴族領に属する場合でも、当該領主の貴族身分全体の中での位置については、ほとんど意味を見いださなかつた。

かくしてわれわれは、ブランデンブルクの官職＝領主貴族による権力と所領の支配を関連づけながら検討することになるが、その場合、貴族を均質な階層として捉えることはできないし、また貴族全体が上記のごとき「権力エリート」の地位を享受するものではなかつたことにも、注目しておきたい。近年ドイツの学界においては、ブランデンブルク貴族内での多様な存在に注意が向けられているが<sup>5)</sup>、貴族身分全体を総合的に検討することが困難な日本人研究者であっても、「権力エリート」として代表的・典型的存在を貴族身分の中から選び出し、それらに検討の対象を限定することは可能であろう。しかも貴族の

中の「権力エリート」は、中世から近代への途上で構成員の入れ替えを行いつつ、支配者としての性格を変えていった。その跡を追うことによってわれわれは、近世における貴族身分の変化ばかりではなく、農村社会と権力構造の変化の意味をも明らかにすることができるであろう。そこで本稿では、16世紀の城主＝官職貴族と、17世紀後半・18世紀における軍政官・将校層を代表的・典型的貴族＝「権力エリート」として設定し、彼らを中心にブランデンブルクの官職＝領主貴族の、権力ならびに領地支配の特徴について検討することにしたい<sup>6)</sup>。

さて近世貴族史の大まかな成立過程を描き出すに際して、段階設定は不可欠である。ここでわれわれは、長期的景気循環Konjunkturの視点から次の三つの段階を設定する。即ち、1) 15世紀後半より開始される16世紀の好況局面。2) 16世紀末不況に端を発し、三十年戦争において頂点に達する「17世紀危機」の時期。3) 三十年戦争後から始まり、1720年代まで続く「17世紀危機」からの脱却過程<sup>7)</sup>。さて本稿がこのような段階設定を重視するにしても、景気循環そのものの経済史的解明を目的としてはいない。むしろ本稿で強調しなければならないのは、この長期的景気循環の起動力が、スペイン、オランダ、イギリス、フランスといった西欧の中核諸国にあるにしても、それに合わせてブランデンブルク社会が連動する場合、その変化を呼び起こす内在的要因がブランデンブルクの内にも存在したという点であり、中でも上記「権力エリート」の秩序形成能力やその喪失が、内部において循環を作り出す決定的要素となった、ということであった。かかる

長期的景気循環は、経済的であるばかりでなく同時に政治的でもあり、従って「権力エリート」にとって好況局面は、自ら創出した権力的・社会的秩序より順調に利益を獲得しうる段階とすることができ、これに対して不況局面においては、秩序の動揺より利益が縮減し、新たな秩序形成に向け「権力エリート」の新陳代謝をも含む再編が行われる段階と、規定することができるであろう。

## 第1節 16世紀における城主＝官職貴族と農場領主制の形成

### I 城主＝官職貴族の形成

#### 1 中世後半の社会秩序混乱と城主

1319年にブランデンブルク辺境伯家であったアスカニア家が断絶して以来、15世紀前半までブランデンブルク社会が混乱した原因を権力的要因に求めるならば、次にあげる3つの対立関係が複雑に絡み合い進行したこと、とすることができる。

アスカニア家断絶直後に、辺境伯の地位をめぐる先ずは近隣のザクセン、ポメルン、メクレンブルク各大公が争うが、その後は皇帝家を中心に西南ドイツ諸侯が競い合う。この間ヴィッテルスバッハ家（1323-73）、ルクセンブルク家（1373-1415）、ホーエンツォレルン家（1415年以降）と、辺境伯・選帝侯家に移り変わり、15世紀前半までその地位は安定しなかった。特にヴィッテルスバッハ、ルクセンブルク両家の対立によって、14世紀中葉は中世後期において秩序が最も混乱した時期に当たる。「盗賊騎士」Raubrittertumの掠奪行為による被害が、この当時頂点に達した<sup>(1)</sup>。

第2の対抗関係は、辺境伯と周辺諸侯との間での境界領域支配をめぐる争い広げられた戦争である。アスカニア家断絶直後にブランデンブルクは、辺境伯位をめぐる争った上記三大公によって三分割されかけたこともあったが、その後もアルトマルクやウツカーマルクのような辺境地域が争奪の対象となるのはもちろん、プリクニッツ、ミッテルマルクもまた周辺諸侯の介入を免れえなかった。具体的には南方のザクセン、バーメン、西方におけるマクデブルク、ブラウンシュヴァイク、北方におけるメクレンブルクやポメルンなどの諸侯権力との闘争である。ヴィッテルスバッハ家の辺境伯位の放棄は、皇帝家ルクセンブルクの圧力とともに、メクレンブルク、ポメルンとの対立が膠着した中で行われた<sup>(2)</sup>。

第3の対抗関係は、貴族の中で隔絶した地位を持ち、城塞によって独立した軍事力を有する城主Burgherrn、特に境界地域のそれが、おのれの裁量によって同盟関係を諸侯と結び、辺境伯や同輩貴族と対立したことである<sup>(3)</sup>。ブランデンブルクの下級貴族は、城塞を所有する貴族Burggesessenen, Beschlossenenとそれを持たない貴族Unbeschlossenenに分類され、前者が隔絶した地位を得ていた。ハーンのアルヴェンスレーベンAlvensleben家を中心とするアルトマルク貴族研究によると、この地では中世後期において、辺境伯、マクデブルク大司教、ブラウンシュヴァイク大公がそれぞれ、境界地域の城主達を自己の陣営に引き込むためにレーン契約を行使しながら、敵対相手を凌ぐにこれによっては不十分であったため、さらにしばしば対等の立場で城塞利用に関する同盟や契約を城主と締結した。

こうした関係は、城主側が諸侯より金銭を受け取り、城塞利用の便宜を与える場合と、逆に諸侯が自らの資金力不足と境界地域での軍事力の脆弱さを補うため、有力貴族より資金供給を受け、その代償に城塞を抵当として譲り渡す場合がありえた<sup>(4)</sup>。ハーンはこうした契約や同盟関係を、レーン制の機能不全の証左であるとするとともに、それらによって権力的支配が商業的取引化Kommerzialisierungされたことに歴史的意義を見いだしている<sup>(5)</sup>。そうであるならば、16世紀的権力構造は、既に14世紀にその萌芽を見いだすことができる。しかしながらこの段階では、権力の商業的取引化は、秩序の解体に先ずは作用した。諸侯の側もその支配領域拡大のためには、城主の支援を必要としていたが、後者もまた前者の後ろ盾がなければ、同輩貴族間の対立を勝ち抜けなかった。しかもErxleben系アルヴェンスレーベン家の場合をみるならば、状況に応じ、辺境伯も含め次々と同盟相手の諸侯を取り替えていた<sup>(6)</sup>。こうした同盟関係は、これら貴族の独立性を高め、辺境伯の支配を不安定化させるばかりか、諸侯間の対抗関係と貴族間の対立を共振させ、地域レベルにおける武力的紛争解決Fehdeを煽りたてる役割を果たしたとみてよい。しばしば互いに別の諸侯と同盟することで、同一親族に属す城主が対立しあい、親族的紐帯が形骸化する場合さえ起こった<sup>(7)</sup>。

以上のような諸侯や城主間の不断の戦争状態と、それによる権力秩序の解体によって、貴族の中から「盗賊騎士」が生まれ、彼らは家畜などの掠奪を繰り返した。特に領邦間の境界地域においてそれは頻発する。14世紀に辺境伯は期限付きで周辺諸侯とラント平和を

締結し、その取り締まりをはかるが、目立った効果は期待できなかった<sup>(8)</sup>。中世後期においてブランデンブルクが人口を大きく減少させたのには、ペストなどの要因も考えうるが、しかし決定的であったのはやはり慢性的戦乱状態と、「盗賊騎士」らによる掠奪の頻発であったろう。エンダースの計算によるとウツカーマルクでは、中世盛期に入植された173村落の内(ポメルンに占領された地域を除く)、1375年において農場数を減少させずに維持できていた村落は44、1500年には6に過ぎず、逆に無人化した村落は1375年において16、1500年には55にもものぼっていた<sup>(9)</sup>。またブリクニッツでは、中世盛期に存在した428村のうち、中世後半において185が廃村化したという<sup>(10)</sup>(ミッテルマルクに関しては第5表参照)。

## 2 ホーエンツォレルン家統治体制の安定とブルク平和

ホーエンツォレルン出身の第2代選帝侯フリードリッヒ1世の治世(1437-70)は、ブランデンブルクの秩序回復にとって転機となった。この時期になるともはや城主達が、ブランデンブルク外の諸侯と軍事同盟を結び、選帝侯に対して敵対的軍事行動をとる可能性は消滅し、かわって彼らの中には、選帝侯に資金提供等を通じて忠誠をつくすことにより、城塞をレーンや抵当として獲得し、各地域において勢力を伸張する者が目立ってきた。例えばアルトマルクのKalbe系アルヴェンスレーベンとシュレーンブルクSchulenburg、ミッテルマルクのブレドウBredow、ウツカーマルクのアルニムArnim各家などがそれであり、彼らはまた君主が各クライス統治

のために置いたランデスハウプトマン職 Landeshauptmann,-leute (ウッカーマルクの場合はラントフォークトLandvogt)を独占することになる<sup>(11)</sup>。以上の事実は、ホーエンツォレルンが城主の中にクライアントを育て上げるのに成功し、領邦君主としての地位を高めたことを意味した。しかしこれによって城主達の城塞は、即座にはその歴史的意義を終えはしなかった。次に城主として彼らが秩序維持に果たした役割を、アルヴェンスレーベン家の場合を中心に説明することにしよう<sup>(12)</sup>。

中世末には、親族内でも城塞毎に独立的軍事的行動をとったことは既に述べたとおりであるが、こうした現象は城塞内にも及び、しばしば同一の城塞を分有した兄弟が互いの城館を隔てるために、城内に堀を新たに掘ることさえあった。ところがハーンが明らかにするところによると、アルトマルクに城塞を所有する大貴族達、例えばアルヴェンスレーベン、シューレンブルク、クネーセベック Knesebeck各家において、15世紀後半にはこのような分裂傾向に歯止めをかけ、むしろ親族的紐帯を強めるという、共通した現象を認めることができるという。ハーンは、親族的結合の強化を、領邦国家制形成につれ軍事的行動を制約された貴族達が、新たな状況に適應するためにとった戦略であるとしている<sup>(13)</sup>。この城主の親族的結合の強化は、秩序維持にとって次のような積極的意味を持った。アルヴェンスレーベン家の場合、城塞毎に共同防衛体制のため、城塞の修繕や増築の負担に関する契約を親族間で取り交わしたが、さらにそれが発展し、1552年にはKalbe系で、また56年にはErxleben系でブルク平和が締結された。これは、1550年代に入り、マクデブル

クがザクセンによって占領され、治安の乱れがアルトマルクにも波及し、傭兵などによる暴力や掠奪が目立ち始めたことによって必然化されたのであるが、このことは実質的に地域においてラント平和を支えていたのは貴族の城塞であったことを意味した。またブルク平和体制は、外敵に対して向けられたばかりではなく、親族内の武力的対立も対象とし、その抑止を目的として親族全体による宣誓共同体Schwurgemeinschaftを形成し、21歳以上の男子アルヴェンスレーベン全員に加入を義務づけるとともに、上述のKalbe系、Erxleben系双方のブルク平和体制ともに、親族内に仲裁裁判制度Schiedgerichtを発展させ、一族内の紛争は君主裁判権の介入を待つことなく、対立する両当事者が共同で選出した親族内第三者の仲裁によって、解決をはかるとしたのである<sup>(14)</sup>。

さてブルク平和は、ラント平和の単なる補完とみなすべきでない。1473、6年に選帝侯アルブレヒト・アヒレスAlbrecht Achillesは、辺境伯ヨハンJohannをはじめとする息子達にフェーデを中止させ、盗賊行為を禁じるよう命じ、また1484年にブランデンブルク貴族身分会議は、選帝侯の裁判権の下で、ラント平和を実行することに賛意を表明していた。しかしながら君主は自ら意のままにできる執行機関をもって、ラント平和を実行する能力を欠いていた。本来各クライスのラントフォークトが、君主官僚としてそれを実行する立場にあったが、ラントフォークト職はそれに付随する城塞とともに、中世後期において、資金提供の見返りに有力貴族の手に渡っていた。例えばウッカーマルクでは、同地の最有力貴族にラントフォークト職とともにボ

イツェンブルク城が抵当として君主より与えられ、同クライスにおけるラント平和実施の担い手と位置づけられた<sup>(15)</sup>。しかも他のクライスでは同職は消滅し、地元の有力貴族がランデスハウプトマンに任命され、彼によって君主の任務が代行されることになっていた<sup>(16)</sup>。選帝侯がラント平和を執行するに当たっては、有力貴族すなわち城主層の軍事の実力依存するばかりでなく、結局彼らが自主的に結んだブルク平和こそが、むしろ近世初期における秩序維持の実体を形成していたのである<sup>(17)</sup>。

### 3 16世紀における城主＝官職貴族の形成

15世紀中葉にホーエンツォレルン家によるブランデンブルク統治体制が安定を増したとはいえ、同家第3代選帝侯のアルブレヒト・アヒレスの在位（1470-86）までは、同家当主は、フランケン地方の領地（アンスバッハ、バイロイト）とブランデンブルクを共に支配し、前者の財源に後者の統治も大きく依存していた。また1440年代末にベルリンに宮廷が建設されていたが、そこに選帝侯が滞在する期間もごく限られていた<sup>(18)</sup>。アルブレヒトは在位16年のうち、ブランデンブルクに滞在したのはわずか35ヶ月に過ぎなかった。アルブレヒトの息子中でヨハンがブランデンブルク選帝侯位を継承することにより、漸く選帝侯が常時領邦内で親政をふるう体制が整い、ベルリンも宮廷としての地位を確かなものとする一方、ブランデンブルクの統治体制はフランケン地方領地より独立を迫られることになる<sup>(19)</sup>。ところで15世紀後半の選帝侯の宮廷行政は、フランケン地方出身者と並び、ブランデンブルクの聖職者と知識人市民層によって支えられるにすぎなかった<sup>(20)</sup>。城主層は選帝

侯への公然たる反抗に終止符を打っていたとはいえ、宮廷行政にはほとんど統合されておらず、地域支配は相変わらず、自立的武力を保持する城主に依拠していたことは既に述べたとおりである。このため15世紀後半・16世紀初頭期の城主層による選帝侯統治体制への関与は、宮廷外顧問官Räte von Haus ausとしての活動、即ち自らの城館に居を定めたまま、選帝侯からの諮問の求めに応じることに限られており<sup>(21)</sup>、特別な官職を持たなくとも、選帝侯の外交等に関する相談役として重用される者が、アルヴェンスレーベン、シューレンブルク、ブレドウなどの名門城主層一門の中から選ばれていた<sup>(22)</sup>。

しかし16世紀には、宮廷とブランデンブルク貴族の関係に大きな変化が生じた。宮廷の政治活動に、貴族を積極的に登用しなければならない事情が生じたのである。即ち、対外政治の局面において対トルコ戦、帝国内宗派間対立の激化、「ハプスブルク帝国」形成によって帝国政治が活発化し、加えてブランデンブルクはプロイセン、マクデブルク、ポメルンなどの継承権をめぐる、外交的活動に力を尽くさねばならなくなる。そのため同国もまたこれらの舞台上で活動しうる人材を必要としていた。また対外活動の活発化や宮廷運営の拡大・奢侈化にともなう財政支出増大、諸身分への租税援助要請によって、宮廷・領邦内政治担当の官僚に対する需要も増大する。しかしながら、1538年の選帝侯ヨアヒム2世のルター派への改宗と、それ以降すすめられた修道院・教会領世俗化を転機に、人材を聖職者に求めることは困難となり、そのぶん貴族層への期待は高まることになったのである。しかも修道院・教会領世俗化を通じて急増し

た御領地は、膨大な利権を生み出したゆえ、貴族達にとっても、宮廷行政への加担による利益機会を見逃す手はなかった。こうしてブランデンブルク貴族、特に城主層の官職貴族化が16世紀に本格的に進行していた。このような事例として、ここでもハーンのアルヴェンスレーベン家研究が、重要な事実を教えてくれる。アルヴェンスレーベン家でも15世紀末に、ブッソBussoがアルトマルクのランデスハウプトマンとして、また宮廷外顧問官として選帝侯の信頼を得ていたが、従来の城主の枠にとらわれない活動を開始したのは、1511年生まれのルードルフと14年生まれのヨアヒムの兄弟であった。先祖達と比べ彼らの略歴が目立つのは、次のような点にあった。①兄は帝国貴族の下で、また弟は大学において教育を受け、ヨーロッパ水準の教養を獲得したこと、②選帝侯ヨアヒム1世の弟アルブレヒトが大司教をつとめるマクデブルクの宮廷に仕えたこと、③宮廷での活動において、彼らの資金供給力は決定的役割を果たしたこと、④これらの資金は所領収益によるところが大きいこと、であった<sup>(23)</sup>。彼らが人文主義的素養をヨーロッパの知的エリートと共有し、また所領経営より莫大な富を自由にしえたことは、彼らが宮廷行政に参入する際の決定的な要件となっていた。彼らの経済的活動の中心となる所領運営に関しては、農場領主制の形成に限ってこの後検討するゆえ、ここでは教育過程に関して、補足的説明を加えておきたい。ハーンの統計的調査によるならば、16世紀前半までブランデンブルク貴族において、大学進学者は例外的存在であったが、しかし世紀後半になると、子弟に大学教育を受ける事例が増大する。この中ではヴィッテンベル

ク、フランクフルト(O)、ライプツィヒなどの近隣地方の大学に進学する者が多かったが、しかし北イタリア、フランスの諸大学で学ぶ者も珍しくはなかった。特にシューレンブルク、アルヴェンスレーベン、アルニムの名門城主一門は、進学者数で抜きん出ていた<sup>(24)</sup>。帝国レベルの政治活動に積極的に参加を迫られた16世紀のホーエンツォレルン家宮廷にとって、このような教養と資金力を持つ城主の官職貴族化、即ち宮廷行政への積極的関与は、欠かすことのできない条件となったのである。16世紀は、ブランデンブルクの城主達にとっては中世的性格を拭い去り、経済的富と教養によって近世的存在に転化しえた決定的時期であったといえよう。

城主層の官職貴族への転化と並んで注目すべきは、宮廷において選帝侯の信頼を得た外来官職貴族のブランデンブルク貴族との急速な融合である。こうした官職貴族層には、トロットTrott家のごとく15世紀よりブランデンブルクに仕官した一族もあれば、16世紀初頭に同地に登場するフランFlans家(あるいはフランスFlanss家)、シュリーベンSchlieben家、16世紀中葉に現れたザルデルンSaldern家のような事例もあるが<sup>(25)</sup>、いずれも豊富な資金力によって君主の恩寵とともに、領地を次々と獲得していった。彼らがブランデンブルク貴族に一体化しえた要因としては、後者の領邦外貴族に対する開放性、即ち地元貴族が「現地人官職要求権」Indigenatを欠くとともに、外来貴族と姻戚関係を結ぶことに抵抗を示さなかったという点を、あげることができよう<sup>(26)</sup>。また選帝侯が、融合を促進するため、16世紀後半に官職貴族に対して次々と「城主」の称号と特権を与えていっ

た<sup>27)</sup>。このことは、城塞が軍事的に実質的意義を失ない、貴族内の隔絶した地位の象徴としての意味のみがそれに残されたことを表す出来事であったが、しかし選帝侯によるかかる「位階」の提供は、新興官職貴族達が姻戚関係などを通じて伝統的城主層と一体化する際に、後者の抵抗感を和らげる役割を果たしたであろうことは疑いない。このようにして16世紀には、伝統的城主層の官職貴族化と、官職貴族のブランデンブルク貴族との融合によって、同地において「城主＝官職貴族」と規定しうる「権力エリート」層が成立したのであった。

以下本節では、城主＝官職貴族による、農場領主制形成を中心とする領地・村落支配と、選帝侯権・身分団体における権力支配の特性について、検討することになるが、それぞれの領域で、いかなる秩序を創出し、またそれによってどのように自らの利益を得たのかを明らかにすることにしたい。

## II 農場領主制の形成と村落秩序

農場領主制の形成は、15世紀末より開始するヨーロッパ経済の全般的好況・穀物価格の上昇に、エルベ以東の領主が機敏に反応し、中世末に荒廃にまかされていた耕地や廃村に直轄農場を拡張し、そこでの労働力を獲得するため農民に賦役を強制したと、一般には説明される。しかしこのような説明では、領主達が封建的特権を強化し、機会便乗的に好況より利益を引き出したとの印象を与えるだけであり、農場領主制形成に対して持ったブランデンブルク貴族の自己変革の意味を見失いかねない。以下では、これまで述べた城主層の性格変化と官職貴族の参入が、農場領主制

形成にとっていかなる意味を持ったのかに可能な限り焦点を当て、その形成過程を追うことにしたい。

### 1 城主＝官職貴族による領地寡占

われわれは、農場領主制とそれに対応する近世的農村社会の形成は、ブランデンブルクにおいては城主＝官職貴族層によって先導されたと考えている。まず、彼らがブランデンブルク各クライスの貴族領のうち、どの程度を領有したか確認することから、検討を始めことにしよう。ここではウッカーマルク、プリクニッツ、さらにミッテルマルクの小クライスであるハーヴェルラントの所領所有構造をみていく。

ウッカーマルクの一族別領有村落数（第1表）より、われわれは次のような事実を知ることができる。①中世においてこの地で強い影響力を保持していたグライフェンベルク Greiffenberg 家やブランケンブルク Blankenburg家（いずれも城主）などを押し退け、選帝侯権安定に寄与のあったアルニム家が、1500年において圧倒的地位を占めていた<sup>4)</sup>。②16世紀の間、貴族全体の所有する村落数が増大している。1538年にヨアヒム2世がルター派に改宗したのを受けて行われた修道院・教会領の世俗化・御領地化の結果、これらの領地のかなりの部分は選帝侯より恩顧を受けた城主＝官職貴族層に与えられた。中でも城主より官職貴族に転じた貴族としては、先ず指を折るべきはアルニム家であり、シュレーンブル家がそれに続く。また新参の官職貴族として飛躍的に領地を拡大したのはトロット家であった。1600年には、村落が1家族によって一括領有されていた179村のう



ち、半分（89村）がアルニム家とトロット家によって所有され、両家は他を圧していた。③ミッテルマルクに本拠を置くブレドウ家は、1500年当時において、アルトマルクのアルヴェンスレーベン、シューレンブルク、またウッカーマルクのアルニムと並ぶ大城主一族であった。しかし16世紀の間、同家一門に属す各家族は財務状況を著しく悪化させており、ウッカーマルクでもこの間の同家の衰亡は、覆うべきものがある。

プリクニッツに関する一族別領有村落数の数値としては、1600年のものしかわれわれは持たない。16世紀前半の領地所有状況に関しては、選帝侯の債務返済のために課税されたラントショッスLandschoffの一族別申告額（1542年）より類推することにしよう<sup>(2)</sup>。同税は、レーン数や貢租等の収入を課税標準とする自己申告制の課税であり、当時から互いの申告の正確さに関して貴族間でも疑念が生まれていたという代物であるが、おおよその所領所有状況を知ることができる<sup>(3)</sup>（第2表）。①1542年同様1600年においても、ここではロールRohr、ガンズGans、クウィツォウQuitzwitzの中世以来の3名門城主が、圧倒的地位を確保している<sup>(4)</sup>。1542年では、プリクニッツ貴族全体の租税負担額のうち、3家によって約54%が支払われており、また1600年には、1家族によって一括領有された209村のうち、半分を超える114村（54%）を3家が所有していた。②他方、資金提供者として選帝侯と密接な関係を築きあげた官職貴族のザルデルン家は、全くの新参者であり、1542年には領地所有者として顔を出していなかったが、50数年の間に上記3家に次ぐ地位を得ている。同家の領地拡大もまた、世俗

化された修道院領の獲得によるところが大きい<sup>(5)</sup>。③官職貴族としての影響力をもって、16、17世紀に同クライスで多くの領地を得たヴィンターフェルトWinterfeld、ブルメンタールBlumenthal、プラーテンPlaten各家は、16世紀前半に既に上記3名門家に次ぐ位置にあった。官職貴族は、アルニム家のように大城主から転じた者や、あるいはザルデルンのような領外出身の貴族によってばかり構成されるのではなく、土着中堅貴族から上昇する場合もありえたことを、同クライスの事例は教えてくれる。

ハーヴェルラントに関しては、以上のようない一族別の所有状況の表を持たない。ここでは、同クライスの貴族を、所領領有規模に従ってグループ分けした第3表によって検討することにしたい。グループの分類方法は、次のように行われている。第1グループは最も豊かな貴族で、第2グループ以下に対して所有規模で明確に区別づけられる一族が含まれる。第2グループと第3グループは、全貴族家の一族当たり平均所有フーフエ数によって区分され、また第3グループと第4グループは、前者の中の最大所有者のフーフエ数と、後者の最少所有者のその中間値によって分けられている<sup>(6)</sup>。残念なことに、各グループを構成する貴族の名称を、表の作成者であるハーンの著作からは正確に知ることはできない。しかし第3表と、それについての彼の説明から次のことはいえるであろう。①同クライスでも、限られた一門による所領寡占を認めることができる。しかし第1グループは、ウッカーマルクやプリクニッツに比べ多くの貴族家を含んでおり（1500年＝6、1620年＝7）、隔絶した地位を誇る名門城主層を持たない

ミッテルマルク的特質を、ハーヴェルラントの事例はよく示している。②確かにブレドウ家を名門城主貴族として位置づけることはできるが、同家は17世紀初頭には相当額の債務を負い、大規模に領地を手放すことに迫られた<sup>7)</sup>。③ブレドウ家に伍する地位を得ていたのは、ブレジックBrösick家、リベックRibbeck家、グレーベンGröben家、ハーケHake家、レーデルンRedern家で、いずれも官職貴族であった。上記2クライスに比べると、名門城主層に比して新興官職貴族層の影響力の強いのが、ハーヴェルラントの特質である。

以上を踏まえ、16世紀における貴族領所有分布に関して次のようにまとめることにしたい。まず、各クライスとも数家の貴族が、所領の半分以上を占める所領寡占状況にあったが、中でも各クライスにおいて隔絶した所領規模を誇るのは、中世後期以来の名門城主層である。ただし16世紀にその地位が無条件に保証されていたわけではなく、アルニム家が勢力を拡大する一方、ブレドウ家のように衰退を余儀なくされる一族もあった。統計的に証明はできないが、名門城主層が所領領有において圧倒的であったのは、アルニム家を持つウッカーマルクとともに、シューレンブルク、アルヴェンスレーベン家のあったアルトマルクであろう<sup>8)</sup>。いずれも中世後期に諸侯間の対立が激烈を極めた地域であり、そこでは選帝侯の下で平和を回復するのに、城主達が決定的役割を果たした。近世に入っても彼らは順調に官職貴族に転化する一方、所領を堅実に確保していた。他方ウッカーマルクのトロット、プリクニッツのザルデルンのように、従来各クライスで全く所領を持たなかつ

た一族であっても、官職貴族の中には、所領規模の面で名門城主層に次ぐ地位を得た者もいた。また官職貴族には、名門城主層や外来者ばかりではなく、土着中堅貴族から成り上がった一族も含まれる。彼らもまた領地拡大に加わっている。プリクニッツのヴィンターフェルトなどがそれである。以上、いずれのクライスにおいてもわずかばかりの城主＝官職貴族によって、貴族の所領領有は寡占状況にあったといえる。彼らの領地所有の圧倒的比率は、量的意味でも、農場領主制形成にあたって彼らの果たした役割が大きかったことを知らしめる。なお、彼らが16世紀に所領規模を拡大するに際して、世俗化された修道院・教会領の獲得が重要な意味を持ったことも、付言しておかねばならない。

2 領主直営地の拡大と農民農場数の動向  
農場領主制形成過程において、領主直営地が、中世後半に無主地となった農場を浸食するかたちで拡大したことには、疑問の余地はない。しかし官職＝城主貴族による領地支配のあり方をみる前に、この過程で領主直営地がどの程度拡張したのか、また農場保有比に関して、領主と農民の関係にどのような変化が生じたのかは、取りあげるべき問題として残っている。換言するならば、回復された平和の経済的利益に誰がどの程度与ったかが、確認されねばならない。

さて15世紀後半より16世紀にかけての「領主直営地－農民農場」間の比率に関しては、最近のブランデンブルク史研究者の間にも見解の相違が見られる。ハーゲンは、ミッテルマルク689村について、フーフエ数でみた場合の各々の保有比(1624年)を、農民＝77%、

教会・聖職者＝5%、領主＝18%とし、5分の4のフーフエが農民に属していたとみなし、農民農場の強固な存続を高く評価する<sup>9)</sup>。彼の試算の問題点については、以下言及するとして、エンダースはこれと対照的理解を提示し、ウッカーマルクにおける領主直営地のドラスティックな拡大過程を論証している。両者の評価が、別個のクライスに関してなされていることから明らかなように、以下問題を検討するに当たって、ブランデンブルクの中でもかなりの地域偏差がありえたことがまず考慮されねばならない。そこで、ここではウッカーマルクとミッテルマルクの事情を比較検討することにしたい。なおレーン制上の規定によって全農場の保有権が領主に帰してしまう廃村wüste Feldmarkenと、一部の農場が打ち捨てられたとはいえ、村落の体を維持した村の場合には、領主経営の拡大については、事情が異なっていたことにも注意を要する。

まずエンダースの扱ったウッカーマルクの場合についてみてみよう<sup>10)</sup>。第4表のとおり、領主直営地（騎士フーフエ数）は1500より1620年の間に2.5倍に増大し、フーフエ数上で全農地の3割以上を占めるに至った。ちなみに彼女の作成より成る同表では、領主直営地に買収・統合された農民フーフエは、騎士フーフエとして計算されている。領主直営地の拡大が、中世後期を通じて廃村化された農場において主に行われたことは明らかであるが、16世紀の好況期にあっても、既に保有主のいた農民農場をも犠牲にして拡大していることも注目される。このためこの間、農民農場（農民フーフエ）は全農地の6割弱より5割に比率を減じている。エンダースの計算では、農民農場の減少は主に、再度不況に突入

する16世紀後半より17世紀初頭にかけて生じているが、しかし16世紀前半にも8775から8457フーフエと減じており、フーフエ数で見ると、農民経営は16世紀の好況を享受していないとの評価が可能である。なお廃村は、ほとんどが領主の「分農場」Vorwerkeや牧羊地Schäfereiなどとして利用されている場合が多かったことをも考慮するならば、「領主直営地－農民農場」間比は、1620年において3対5という比率以上に、領主に有利なものであったと考えねばならない。

ミッテルマルクの事情を次に見ることにしよう。さて先のハーゲンの算出値が、「領主直営地－農民農場」間の関係を表すには不正確であるとする根拠は、次の2点にある。第1に、彼は両者の関係を「騎士フーフエ－農民フーフエ」間比によって比較しているが、しかしかかる区別は課税制度上の基準による分類であって、保有主体による厳密な区別とは言い難い。このため農民フーフエの内かなりのそれが1624年までに領主直営地に買収されていたにもかかわらず、その点が考慮されていない。また第2に、彼は定住者の残った村落のみを問題にし、中世以来廃村となり、領主直営地に統合されたかつての村を考慮の外に置いている。まず1624年の数値に関し、農民フーフエのうち買収・統合部分を領主直営地に加算し、1450年の値と比較したのが第5表である<sup>11)</sup>。西ハーヴェルラント、レプス、ツァウヘが表では欠けてはいるが、大勢はこの表によって判断しうるであろう。これによるならば、15世紀後半より17世紀初頭にかけて、領主直営地はここでも約2.5倍に増大しているが、しかし農民農場も約1.2倍に成長していることが注目される。この結果フーフエ数

上で両者間の比は1対8より1対4に縮まるとはいえ、ウッカーマルクに比べ、廃村化を免れた村落では、農民農場がよく維持されていることは明らかであろう。次に中世以来廃村となって、分農場として、あるいは牧羊地などとして領主直営地に統合された部分についてみてみることにしよう。ただし廃村については、そもそも村落があった時代に関するフーフエ数の情報が残っていなかったり、あるいは直営地化後も、牧羊地などになることでフーフエ数の算出が不可能である場合が多いので、フーフエ数による正確な比較はあきらめざるをえない。第5表に記載された4つの小クライスに関しては、1624年において、現存村落数358に対して直営地に統合された廃村数は46となる<sup>(12)</sup>。ここで平均的な廃村のフーフエ数が、存続した村落の平均的フーフエ数と同程度であったと仮定し（廃村のほとんどはもともと劣等地にあったゆえ、現実性のない仮定ではあるが）、これを全て領主直営地に加算すると、「領主直営地－農民農場」間比率は1対2.4となる。以上の数的操作を通じて、ハーゲン、エンダースによって描き出されたミッテルマルク、ウッカーマルク間の像の違いはかなり緩和され、前者でも領主直営地の大幅な拡大は否定できない事実となるが、しかし農民農場もここでは増勢を見せていることに注目したい。

さてブランデンブルク全体に関して評価を加える前に、2点ほど言及しておきたいことがある。第5表のとおり、ミッテルマルクの小クライスの中で上バルニムのみがウッカーマルクと同様、16世紀においても農民農場のフーフエ数を減じており、しかも中世以来の廃村の比率もウッカーマルクとともに、他の

地域に比べ際だって大きい。このことは、これらの地域での、中世後期の間の農民経営へのとりわけ厳しい打撃が、16世紀の不振に対しても相変わらず影を落しており、農民経営の再建が比較的損害の軽微であった地域より始まっていることを、示唆しているのではない<sup>(13)</sup>。次に、これまでわれわれは、廃村が全て領主直営地に統合されたと仮定して議論を展開してきた。しかし農民村落がそこに再建された事例も一定程度あったことは否定できず、とくにアルトマルクやノイマルクにそれは顕著に見られ、またウッカーマルクなどでも決してそれは珍しくはなかったことが、H. K. シュルツェの作成による近世ブランデンブルク入植地図より明らかになる<sup>(14)</sup>。

以上の検討を踏まえ、上記の問題に対して、とりあえず次のように結論づけておきたい。即ち、領主直営地は廃村に絶好の拡大場所を得、そこに分農場や牧草地を設けていった。これに対して村落形態が維持された村に関しては、中世後期にとりわけ厳しい打撃を被ったクライスにおいて、16世紀好況下でも農民農場のフーフエ数減少に歯止めはかからなかったが、しかし他の地域では、農民経営もまた増勢に転じ、秩序回復の恩恵を享受していた。

### 3 村落行政と村落令

以上のように16世紀には、廃村化を免れ、村落形態を維持しえた村においては、農民経営も比較的安定した状態にあったと考えられる。そこで次に、中世後期の混乱を生き延びた村の村落秩序のあり方がいかなるものであったかを検討するが、その場合、貴族、特に城主＝官職貴族の農村社会秩序再建に対す

る役割が、ブルク平和による紛争除去にとどまらず、それに連続して行われた新秩序形成に対しても発揮されたという点は、見過ごされてはならない。近年、パーターズによるザルデルン家領地研究、ハーンによるアルヴェンスレーベン家領地研究、エンダースのウッカーマルク研究が、これらの側面に関して重要な事実を解明している。ザルデルン家が新興官職貴族、アルヴェンスレーベン家が伝統的城主層にそれぞれ属することに予め注目しつつ、これらの研究をたよりに、城主＝官職貴族層の村落支配の実態について検討を進めることにしよう。

近世ブランデンブルク村落内部における領主支配の浸透は、村落内部の人間を介して行うとともに、外部からも試みられている。村落内に居住し、その行政・司法を担当した役職として、ブランデンブルクに一般的であったと考えられるのは、シュルツェSchulzen（一般に「村長」との訳が与えられている）と参審員Schöffenであるが、前者の方法はシュルツェを通じて実現されていった。シュルツェ職は村落裁判の主宰であり、付属する農場とともに本来レーンとして君主より与えられていたものであった。このためそれは、領主に対する貢租や賦役賦課をもととは免れていた。エンダースによると、中世後期において村を超えシュルツェ同志、あるいは都市市民や聖職者との間で親戚関係を形成し、彼らは村落の他の農民とは独自の社会階層を形成していたが、近世に入ってもしばらくは同様の事情が続いた<sup>(15)</sup>。確かに、通常の村落メンバーに対しては社会的に距離を持っていたとはいえ、識字などその「市民的」能力によって、彼らは村落行政のレベルを内部において

引き上げる役割を担っていたと考えられる。しかし近世の間に徐々に、レーン・シュルツェLehnschulzenより領主任命制シュルツェSetzschulzenへの移行が進展する。それは、領主によるシュルツェ職および付属農場の買い上げを通じて行われる。しかもレーン・シュルツェの維持された場合であっても、ウッカーマルクではこれらのシュルツェ達も、領主に賦役や貢租を負担する事例が生まれた<sup>(16)</sup>。領主の家産的裁判権Patrimonialgerichtbarkeitの形成はこのようにして開始されたのであるが、しかしレーン・シュルツェより任命制シュルツェへの移行が進行したとはいえ、村落自治が一気に後退し、村落裁判・行政が領主の完全な管理下に置かれたと考えるならば、それは早計と言うべきである。シュルツェによる領主利害の代弁があからさまになると、彼の指導力は危機に頻し、村民の不服従を招きかねなかった<sup>(17)</sup>。これに対し、16世紀の村落行政に自治的性格を求める場合、村落メンバーより互選された参審員が、シュルツェとともに村落裁判の運営に責任を負っていたことの意味を見落すわけにはいかない<sup>(18)</sup>。シュルツェと参審員の役割は、犯罪の調査と判決にのみあるのではなく、村落内の全ての農地売買、抵当借入の承認もまた彼らの責任であった。しかもこれらの村落裁判の決定事項は「参審員帳簿」Schöffenbücherに記録され、ゲマインデにおいて保管された。そこでは農場売買、借入のみならず、後見人設定や相続に関する記載もあったといわれる。確かに村落裁判の領主裁判化が徐々に進行していたとはいえ、しかし村落内の秩序維持や権利関係の確認・記録化を行う能力を、ゲマインデ側が保持していたことは看過されるべきで

はない<sup>(19)</sup>。

かくして村落に対する領主支配の前進は、村落内に置かれたシュルツェ職だけでは十分とはいえなかった。ここで、村落の外部即ち領主の「家」Hausにあって、領主の支配を代行していた書記官アムツシュライバー Amtsschreiberの果たす役割もまた注目しておきたい。穀物管理・販売を担当するコルンシュライバーKornschnreiberや、農場や納屋で使用人層を監督するところの農場監督人 Vögteなどの「職制」を配下に従え、農場領主制の発展とともに、アムツシュライバー職の重要性は飛躍的に高まり、彼と彼の執務室は、領地経営全体の「管制塔」となった<sup>(20)</sup>。しかも彼は村落運営に対しても介入を行うようになる。即ちザルデルン家領地において、アムツシュライバー職は「参審員帳簿」の記載に対して介入し、さらにはそれとは別個に自ら「アムト帳簿」を持ち、村落裁判の決定事項やあるいは村落内の権利関係を記録・管理するようになったのである<sup>(21)</sup>。文書管理上のかかる変化は、農民の権利関係の承認や秩序のあり方の決定を、村落より領主の側に移管する試みと捉えることができる。しかしここでも「参審員帳簿」がすぐに廃止されることはなかったし、また「アムト帳簿」も「参審員帳簿」を筆写することによって作成された。さらに17世紀後半の「アムト帳簿」でさえ、アルヴェンスレーベン家領地の場合、その記載は詳細でも包括的でもなく、確かに農民の法的関係を基礎づける役割を持ったとはいえ、領主による農民の法的地位への介入は決して体系的とはいえなかった<sup>(22)</sup>。16世紀においては一層、こうしたことは当てはまらな

き残った村落においては、領主の村落支配は、村の自治的性格を完全に奪いさることは避け、自治的役職やそれらによる秩序維持機能を確保しつつ、それを自らの支配に徐々に適合させようとするものであったといえる。

さてブランデンブルクの領主の中には、文書によって村落の権利・秩序関係を把握するにとどまらず、村落秩序の新しいあり方を自ら創出するため、文章化された村落規則即ち村落令Dorfordnungenを制定しようとする動きが16世紀中葉以降顕著となった。村落令についての事例研究はまだ数が少ないとはいえ、現在明らかにされている村落令は、アルトマルクのアルヴェンスレーベンやバルテンスレーベン、プリクニッツのザルデルン、ウツカーマルクのグライフェンベルクといった官職貴族化した城主、ないしは官職貴族によって制定されており、彼らが各地域において、村落令制定に先鞭をつけたと思われる。村落令は、法制史研究者によって近世法秩序形成に対してその意義が重視されてきたポリツァイ条例Polizeiordnungenの一種であり、作成に当たって帝国やザクセンなどの先進的ポリツァイ条例が参考にされていた<sup>(23)</sup>。このため騎士遊学Kavalierstouren・大学教育や、あるいは行政的活動を通じてそれらの内容と意義を理解する能力を獲得した一部の貴族こそが、制定・普及において指導的立場に立つことができた<sup>(24)</sup>。確かにブランデンブルクでも、君主がポリツァイ条例を制定したことが、全くなかったわけではない。しかし1550年にヨアヒム2世がそれを制定しているとはいえ、既に60年代には諸身分側が、自らの関与によって改訂を行うことを要求していた<sup>(25)</sup>。また90年代にはクライス会議や「新ビール税金

庫大委員会」に改訂が諮問されるが、結局領邦レベルのポリツァイ条例改訂は頓挫し、実効性を持つ規則は地域ごとに実現していったのである<sup>(26)</sup>。何故に領邦君主ではなく、城主＝官職貴族層が法制定の主体になりえたのかを理解するに、次の3点の事情をあげるべきであろう。第1に、ブランデンブルクではラント平和の実体はむしろブルク平和にあり、有力貴族＝城主層の主導によってそれは実現したこと。第2に、村落行政に対して領主の支配力が徐々に浸透していったこと。第3に、城主層に新しくブランデンブルクに参入した官職貴族が加わり、「権力エリート」の新しい支配のあり方が生じた。城主の官職貴族への転化、新興官職貴族層の参入といった現象と付随し、貴族の地域支配も、「乱暴者」Raubboldの「馬上」Pferdrückenによる支配から、「計算書」Rechentafelにもとづく支配へと変化したのである<sup>(27)</sup>。16世紀に城主＝官職貴族層において大学教育が普及し、彼らがヨーロッパの先進的知的水準を獲得したことは、城主の官職貴族化にばかりではなく、領地支配様式の転換にまで影響を与えたであろう。

それでは、領主権によって制定されたこれらの村落令は、いかなる内容を持っていたのか。農場領主制形成による使用人層増大につれ、領主達はそれらの組織化の必要上、使用人層に対する規則集たる「家内取締令」Hausordnungenを制定しているが<sup>(28)</sup>、他方において彼らはまた、村落秩序の規則集たる村落令をもまとめていった。両令は、ブルク平和を補完し、領主の社会秩序形成への積極的意図を体現するものであり、あわせて農村におけるポリツァイ規則とみなすことができ

る。以下村落令に限定して、その内容を紹介するが、家内取締令が領主の意図を比較的純粋に表現しえているのに対し、村落令は「領主＝村落」間の力関係によって内容が決定されたことに、留意しておきたい。ペータースは、「参審員帳簿」にかわって「アムト帳簿」が村落内関係の確認記録としての重要性を高める過程で、村民の伝承と集団的記憶にもとづく慣習的規則・権限もまた、領主側の文字による記録化の対象となり、これが村落令へと結実していったと考えている<sup>(29)</sup>。このため同令は、村落の伝統的慣習を前提としつつも、文字化に当たって、領主の利害に沿った変質を免れることはできなかった。

Erleben系アルヴェンスレーベンの村落令(1603年)は、帝国法やザクセン法を参照しつつ制定されたものであり、その概略は以下のものであった<sup>(30)</sup>。先ず村落裁判の構成に関する条項として、①裁判官Landrichter(＝シュルツェ)の領主による選出、②各村落参審員2名の互選、③村落共同体メンバー全員の裁判集会出席義務、④科料支払期限などが定められた後、道徳的・習俗的な生活態度に関する規制として次のようなものがまとめられている。①礼拝への出席と祭日の順守。②洗礼・結婚式を贅沢にとり行うことの禁止。③土曜日に近郊のGardelegenの町に飲酒や娯楽目的で出かけることの禁止。④深夜10時以降ビールを供することの禁止など、居酒屋経営への規制。⑤婦人の言葉づかいや下女の品行への規制。また共同体的秩序に関するものとしては、次のような領域に関する項目がある。①森林・耕作地保護のための家畜放牧への規制。②垣根、堀の管理。③村長や参審員による炉の監視体制。④君主や領主の指示

伝達のための鐘による村民召集体制。さらに領主に対する義務として、①賦役や貢租の正確で注意深い実行と、②土地なし使用人層Häuslingeを村に受け入れる際の領主による承認の必要性が規定されている。以上の規則と、ザルデルン家が16世紀後半においてその領地に導入しようとして果たせなかった村落令は、おおよその内容の一致を見せている<sup>(31)</sup>。それは、共同体の慣習的規定を参照しつつも、「善き秩序」と村民の規則的生活態度創出に対する領主の意志を表現するものであった。さらにアルヴェンスレーベン家領地の規則と比較し、ペータースやエンダースの扱ったザルデルン家領地やウッカーマルクの村落令には、農場領主制創出への領主の利害がよりはっきりと刻み込まれている。即ち、①奉公人雇用における領主の優先権、②村落共有財産の剥奪などである。これらは、領主による規則の文字化過程で、村落の慣習的権利を奪ったものと位置づけることができる。特に後者では、領主は家畜保有を増やすため、村落共同体より森林、放牧地、村道などを奪い、逆に牧羊権・放牧権などに関する領主権限拡大をはかった。これらの規則は農民側の強い反発にあい、各地共同体より選帝侯の侯室裁判所Kammergerichtに、旧き権利回復への訴えがなされた<sup>(32)</sup>。

以上村落令は、一方で中世後半の社会混乱を生き延びた村落の慣習的規則をひとまず踏まえていたが、他方では混乱の收拾と新秩序形成に対して城主＝官職貴族層が中心的な担い手になりえたがゆえに、彼らをして自らに有利な経済体制創出をも可能にさせた。16世紀における農場領主制形成は、規則の文書化をとまなう領主主導の社会秩序形成過程の一環

であった、と捉えることができるのである<sup>(33)</sup>。

#### 4 農民の農場保有権と賦役負担

農民の農場保有権劣悪化と賦役負担の増強は、農場領主制の本質的規定と一般的に考えられている。従って、農場領主制形成過程で農民の農場保有権と対領主負担にどのような変化があったのかが続く検討課題となるが、農場領主制形成を、城主＝官職貴族主導による平和回復・村落秩序形成過程の一環と捉えるわれわれの立場からするならば、農場領主制下の農民の権利と義務もまた、かかる秩序の中に整合的に組み込まれうるものでなければならぬことに、予め注意しておきたい。

農場保有権に関する従来の通説では、三十年戦争後に隷役小作制の全面的展開が求められており、わが国でも藤瀬浩司氏はそれに従っている<sup>(34)</sup>。これに対して加藤房雄氏は、ハルニツシュの研究に依拠しつつ、隷役小作制を農場領主制に先行して存在した歴史的前提であるとの見解をとっている<sup>(35)</sup>。しかしながら中世盛期におけるドイツ人入植過程に、農民の農場保有権の起源を求めるハルニツシュの議論は仮説の域にとどまり、少なくとも16世紀に関しては十分に実証されているようには思われない。この問題でも実証面において、現在の研究水準を代表しているのは、ウッカーマルク、プリクニッツに関するエンダースの研究であろう。彼女によっても、結局従来の見解は、基本的妥当性を確認されている。即ち、16世紀より17世紀初頭にかけて、プリクニッツ250村のうち159村(63.6%)において、売買契約や相続契約などの史料により、保有権の安定した永代借地権Erbzinsrechtが確認できるという(これによって他の村落



に永代借地権がなかったということにはならない)。このことから彼女は、同クライスでは16世紀を通じて、また17世紀初頭においても、永代借地権が農民の農場保有権に関して構造規定的konstitutivであったとみなしている<sup>(36)</sup>。ブリクニッツは、ブランデンブルクの中ではアルトマルクに次いで農民の保有権が安定した地域として知られているが、他方これに比して不安定な地域の代表とみなされるウッカーマルクではどうであったか。ここにおいても、御領地ばかりではなく、同クライスの貴族領として最も代表的であるアルニム家ポイツェンブルク領でも永代借地権は維持され、他の貴族領も含め、総じて16世紀の好況に支えられ、農民農場の保有権はよく確保されていたといえる<sup>(37)</sup>。ただし両クライスともに、隷役小作制が全く見られなかったわけではない。荒廃した農場や、あるいは買い上げた農場に、領主が直営農場を創設することなく農民入植者を再び求めたが、住居建設や家畜・農具・種籾を自弁しうる農民を見いだせない場合、領主によってそれらは整備され、農場は領主の所有に帰した。隷役小作制は、このような農場が領主より貸し出されることで徐々に形成されたと、エンダースは述べる<sup>(38)</sup>。ただし、16世紀において隷役小作制の形成はあくまで限定的であったとせねばならない。その要因として、われわれは次の2つをあげることにはしたい。第1に、なるほど領主の村落行政への介入が強化されつつはあったとしても、村落自治は維持されており、農民の農場保有権や相続が村落裁判によって確認され、「参審員帳簿」に登録され、これが領主によっても認められるところであったことは、前述のとおりである。これを無視して農民より農

場保有権を奪うことは、領主自ら秩序破壊者のそしりを招くことになる。このため隷役小作権導入は、領主による農民農場買い上げによって導入された。しかし大半の農民農場の保有権が農民に維持された第2の要因として、16世紀においては、農民も平和的安定と好況に与ったことをここであげたい。階層全体として農民が、家屋・家畜・農具・種籾などの資本を大幅に減じ、これによって隷役小作制が全面的に普及するということは、16世紀にはおよそありえなかった。

これに対して農民の賦役負担については、中世後期に年に数日であったのが、16世紀の間に週賦役が導入され、多くの地域で週2、3日の賦役がごく一般的になっていった。しかしそれがいかに可能となったか、また領主がそこでいかなる方法を用いたかは、十分明らかであるとは言い難い。かつてグロスマンやクナップは、領主直営農場拡大と労働力需要の増大につれ、強制的手段を用いつつ、領主は貢租を賦役に転化することでそれを獲得したと述べている<sup>(39)</sup>。ところがブリクニッツのクウィツォウ家（中世以来の城主）領地であるシュターヴェノウStavenow領研究により、J. ザックは1959年に以下のごとき新説を発表した。即ち彼は、同領でも三十年戦争前に貢租より賦役へと転化が行われていることを確認した上で、その過程における領主の一方的強制力の介入を否定し、むしろ領主＝農民間の取引によって賦役導入がはかられたのであり、農民にとっても、賦役強化の代償として認められた貢租軽減は、収穫物の大半を確保できるという利点を持つものであったと論じたのである。さらに領主裁判権の役割に関しても、賦役量増大のために機能したので

はなく、賦役請求権確保のための権力手段としての意味を持つにすぎないと主張している<sup>(40)</sup>。これに対しては、ハーンはハーヴェルラントのブレドウ家（中世以来の城主）領地において、農民の抗議や選帝侯の批判を押し切って強引に賦役増強をはかろうとした経緯を紹介することで、ザック説に懐疑的見解を表明しているが<sup>(41)</sup>、ザックと同様に、クウィツォウ家領地であるシュターヴェノウ領、クレツケKletzke領を扱ったハーゲンの論文と、エンダースのウッカーマルク研究が、現在のところ賦役導入過程に関し最も信頼しうる説明を与えており、これによってザック説の問題点も明らかになる。

ハーゲンは中世以来の対領主負担の変動を算出するに当たって、それぞれの時代の価値関係に従って、貨幣貢租や賦役を全てライ麦量に換算する。その上でこれらの領地では15世紀後半より17世紀初頭にかけて、現物貢租に関しては4分の3、ないし半分に減少していることが、彼によっても明らかにされている。しかしながらこの間週賦役が導入されており、クレツケ領の場合1560年には標準的農民（2フーフエ）は週2日、即ち1フーフエ当たり1日の畜耕賦役を負担していた。これをハーゲンは穀物量に換算し、貢租に加算するのであるが、これによって年間対領主負担総量は1フーフエ当たりライ麦16から17.5ブシエルbushelになる<sup>(42)</sup>。他方シュターヴェノウ、クレツケ両領地の1468-89年における対領主負担量は年間5-8.5ブシエルであったので、この間の賦役賦課によって、対領主負担全体が増大したことは明らかであった<sup>(43)</sup>。ハーゲンは賦役増大の具体的手続きを明らかにはしていないが、しかし貢租減少=賦役増大が、農

民の利害に沿っていたとするザック説を否定し、賦役引上げを領主側が要求した際、農民に対して緊張状態に陥ったことを指摘している<sup>(44)</sup>。さてハーゲンは、16世紀における賦役増強とそれによる対領主負担量増大を確認するにとどまらず、これを中世以来の負担量変化の中に位置づけている。それによると中世後半において人口減少、農業不振によって、対領主負担量は大幅に減少していた。即ち1315/6年においてシュターヴェノウ領では、年間1フーフエ当たりライ麦量で24ブシエルの負担を農民は負っており、この数字を前提とするならば、16世紀の負担量増大は中世後半の減少分をカバーしきれていないことを意味するのである。彼はまたハーヴェルラントやブリクニッツの他の所領における貢租量の検討も行い、中世後半の対領主負担減少は、ブランデンブルクにおいて広く見られる現象であったと考える<sup>(45)</sup>。このように16世紀に対領主負担増大があった事実を認めはするが、それを過大に評価することに懐疑的である彼は、さらにクレツケ領の純収益を次のように計算することで、このような評価を再確認する。即ち同領では、16世紀中葉（1560年）において1フーフエ当たりの穀物純収穫量（収穫量-播種量）は74ブシエルであるので、穀物換算した対領主負担は、農民経営純収益の4分の1弱（23.5%）を占めるにすぎなかった。こうした事情を考慮した上でハーゲンは、16世紀の賦役増大は対領主負担を増大させ、農民の反発を招いたとはいえ、これによって農民経営を破滅させるような性格のものではなかったとの評価を下した<sup>(46)</sup>。

これに対してエンダースの研究は、ウッカーマルクの領主達による週賦役導入過程に

関する貴重な情報を提供してくれる<sup>(47)</sup>。それによってわれわれは、次のような一般的傾向を知ることができる。まず、賦役導入にあたっては、領主は最初は懇請によって、しかも多くの場合一時的な負担として農民側にそれを求めた。しかし徐々に負担が繰り返され、恒常化するにつれ、農民側の好意によって行っていた労働奉仕は義務的賦役となり、しかもしばしば強制をもって負担量の引上げがはかられた。これによって農民側の不満が高じ、各地の所領で強い抵抗を招いた。農民達がしばしば採用した抵抗の方法は、選帝侯の侯室裁判所に訴えることであったが、際限のない賦役負担増に対しては選帝侯や同裁判所も批判的であり、裁判所の介入によって賦役量は固定化されていった。

以上の二人の論述から、農場領主制形成下での賦役導入・増強によって対領主負担全体が増大したことは、ほぼ間違いない事実として受け取ってよいだろう。それでは、農場保有権がよく保持されたのと比べて、この領域における農民側に不利な変化をどのように解釈すべきだろうか。村落行政のあり方に照らした場合、次のような理解が可能ではないか。「参審員帳簿」に登録される農場保有権のごとき事項と違い、対領主負担は本来文章化されない慣習によって定まっており、このため領主も当初は懇請によって、一時的なものとして賦役導入をはかったのであろう。しかしそれを繰り返すことで、領主側は賦役の増大を新たな慣習として認めさせようとするのに対し、農民側は慣習的義務としての定着化を嫌い、これによって両者間で紛争が生じる。君主権の介入は、賦役の増大に上限を設定し、それを固定化させるという意味を持っていた。

このようにして定まった賦役量（週2、3日）は、農民経営を不安定な状態に陥れるようなレベルまでには達していなかったと考えられる。村落行政が一方的な領主支配を受け入れたわけではなく、領主のヘルシャフト的要素と村落共同体のゲノッセンシャフト的要素によって構成され、村落令もまた、前者の文章規則化的指向と後者の伝統的慣習の合成であったように、賦役量の決定も前者によって一方的に決定されたものではなく、両者間の交渉と紛争の中で形成されていったといえよう。両者の間の賦役をめぐる闘争は、16世紀の平和と経済成長の配当をめぐるそれであり、領主が利益の多くを得、農場領主制を形成しえたとはいえ、農民側がこれによって没落に瀕するような性格のものではなかった。農場領主制下の農民経営に関する通念、即ち「劣悪な農場保有権、不定量賦役による不安定な農民経営」は、16世紀ブランデンブルクの農民経営には当てはまらないとすべきである<sup>(48)</sup>。

賦役の検討を終えるに当たって、農場領主制下の賦役労働の特殊性に関して言及しておきたい。既に高柳氏によって「再版農奴制」下の賦役と古典荘園制下のその違いが認識され、前者においては人格的義務としての性格を持たず、農民保有地への物上負担であることのために、農民本人だけではなく、子供や奉公人がそれを実行することも認められていたことが、明らかにされている<sup>(49)</sup>。これに加えてハーンやエンダースにより、賦役労働の近世的特質として、「週賦役」が「定地賦役」的性格をあわせ持っていたことが指摘されている<sup>(50)</sup>。即ち賦役実施に当たって、予め村落共同体によって、保有フーフェ数に応じて各農民世帯に対して領主直営地が割り当て

られ、個々の農民は各々の割当地において独力で賦役を実行する責任を負った。即ちその意図するところは、共同体による協働を否定し、領主の農場監督人Vögteによる農民各自の労働効率や精勤の監視を強化し、これによって村落令にもられた農民の日常的な「禁欲・勤労の精神」が、領主直営農場において養われ、発揮されることであった<sup>(51)</sup>。

### III 城主＝官職貴族による権力支配

#### 1 城主＝官職貴族による官職寡占

城主＝官職貴族層の権力支配について検討するに当たって、領地所有と同様に、官職に関しても一族別の保有分布を検討することで、数量的に彼らの権力支配をいいうるか、確かめてみることにしよう<sup>(1)</sup>。ハーンは、1470-1620年に関する調査の結果、129の一族に属す317人の官職保有者と、彼らが得たところの526のブランデンブルクの官職数を明らかにした。129家の内訳は、66ブランデンブルク貴族家、55領邦外出身貴族家、8市民家族に分かれる。内外の貴族が拮抗しており、官僚の多くを外来貴族に依存していることが見て取れるが、しかし有力な外来官職貴族は、速やかにブランデンブルクに領地を獲得し、地元の名門城主層との縁組みによってブランデンブルク貴族化したことをここで考慮しなければならぬし、また各一族が輩出した官職保有者数と、彼らが得た官職数をみなければ、いかなる貴族家が官職保有において優位を得たかは、明らかにならない。この点を第6表によってみるならば、一族より6人以上の官職保有者を出しているわずか13家（約10%）が、133人（約42%）の官職保有者を出し、彼らが227（約43%）の官職を獲得し

ていることが明らかになる。官職保有においても、限られた一族による寡占状況を語ることが許されるであろう。

次に、この13の一族の内訳を検討してみよう（第7表）。圧倒的優位に立つのは、ここでも伝統的城主層であるのは一目瞭然であろう。アルヴェンスレーベン、アルニム、ブレドウ、ガンズ、クウィツォウ、ロッホウRochow、ロール、シューレンブルク各家をこの中に含めることができる<sup>(2)</sup>。ただしブレドウ家は16世紀後半の衰退によって、またロール家は男子の減少によって、官職貴族門閥家の地位を失っていった。これに対してハーケ、オープンOppen、ヴィンターフェルト各家は、15世紀以前においてはブランデンブルクの地で目立った貴族家に数えることはできなかったにもかかわらず、16世紀に急速に官職貴族として成長した一門であり、またフランとシュリーベンの2家は、16世紀初頭にブランデンブルクに仕官して以来、早くも官職貴族としての地位を固めている<sup>(3)</sup>。かくして、領地所有と同様官職保有においても、名門城主層の優位と、一部の地元中堅貴族及び領邦外貴族の新興官職貴族としての急速な成長を確認することができるのである。

続いて同じく第7表によって、種類別に13家が得た官職をみってみるならば、次のような興味深い事実に気づく。即ち名門城主一族は、宮廷（宮廷官）、地域行政（ランデンスハウプトマン）、御領地（アムツハウプトマン）の主要3官職をバランスよく得ており、中でも13家による寡占率の高いランデンスハウプトマン職をほぼ独占していた。新興官職貴族がどれほどブランデンブルク貴族と融合していったとはいえ、地域での影響力において、伝統的

城主の「家柄」は相変わらず圧倒的意味を持っていたといえよう。これに対して新興官職貴族は、宮廷よりブランデンブルクでのキャリアが始まったことによると思われるが、宮廷で強みを発揮し、また御領地行政においても名門城主と肩を並べているが、これに対して地域行政では活躍の場を与えられていない。さらにここで注目すべきは、全官職数のうち約半分を占める御領地行政官、即ちアムツハウプトマンAmtshauptmann,-leute職に関して、13家による寡占の度合いが比較的 low、また名門城主層と新興官職貴族双方によってそれがまんべんなく獲得されていたことである。このことは御領地官職が、13家とそれに続く「権力エリート」の間で「平均的」に、バランスよく分配されていたことを意味するのではないか。続いて述べるように、16世紀ブランデンブルク官職の中で、御領地官は最大の利権官職であった。このためその配分については、他の官職に比して、「権力エリート」内で一定の均衡作用が働いていたと考えられるのである。

## 2 御領地制度と官職保有

1615年に御領地財政運営組織であるカマーKammerと、関税・ビール税の金庫であったホーフレンタイHofrentheiが統合され、御領地財務庁Amtskammerが創設されるまでは、宮廷に2名（1604年以前は1名）の御領地参事官Amtsräteが同行政に携わっているにすぎなかった。御領地財務庁でさえも、17世紀中葉以前は個々の御領地Amtを官僚制的に統制しうる組織ではなかったゆえ<sup>(4)</sup>、16世紀の御領地行政は、事実上個々の領地毎に、アムツハウプトマンによって自律的に運

営されていたと考えると差し支えない。しかも1540、50年代に急速に進められた修道院・教会領世俗化の結果、御領地は大幅に拡大していた。なるほどそのうちかなりが貴族達にレーンとして与えられてしまったが、それでも多くの領地を、選帝侯は御領地として確保していた。例えば1500-1620年の間ルピンでは、フーフエ数で見た場合、同クライス全所領のうちで御領地は21%より39%に、ハーヴェルラントでは3%から18%に、またブリクニッツでは1%より7%に増大していた<sup>(5)</sup>。この結果、御領地は選帝侯財政の基幹を成すに至った。17世紀末のデータではあるが、御料林や関税、ビール税をも含む広義の御領地財政の中で、狭義の御領地収入は4分の3を占めており<sup>(6)</sup>、16世紀後半においても事情は変わらなかったであろう。この結果、個々の御領地行政官たるアムツハウプトマン職は、中央からの強い統制を受けることなく、このような豊富な選帝侯財政を左右しうる立場を得、これによって同官職は最大の利権の源泉になっていった。

さて16世紀ブランデンブルクの官職に関しては、フランスでのそれのごとく相続・売買権は付与されていなかったにもかかわらず、われわれが「官職保有」を論じることができるのは、官職の中で約半数を占めるアムツハウプトマン職の特殊な性格のためである<sup>(7)</sup>。最大の利権官職であるゆえ、官職貴族がそれに強い利害を抱くことは自然であったが、それが、どのようにして城主＝官職貴族層によって保有の対象となったか、その経緯に関して説明することにしよう。中世後期において選帝侯の城塞が、城主からの資金借入に際して抵当として利用され、後者の手に渡って

いったことは既に述べておいた。しかし16世紀になると、農場領主制の発展につれ、城塞の軍事的意義よりも、むしろ周辺の領地の経済的価値の方が、借り手、貸し手双方にとって意味を持つことになる。ところで城主＝官職貴族が選帝侯に対して債権を得るのは、直説的な資金融通によるばかりではなく、選帝侯が寵臣に対して恩給を約束し、その支払が滞ることによって債権が生じることもあった。いずれの場合であっても、修道院・教会領世俗化以後、御領地は、選帝侯が所有する最大の経済的資産であったゆえ、抵当としてそれが利用されるのは一般的となる。御領地が授封されることで貴族の私領地化する場合と、貴族に委ねられたとはいえ、抵当にとどまる場合の間に厳格な違いを見いだせないことから明らかのように<sup>(8)</sup>、一旦抵当として貴族の手に渡ると、選帝侯の負債返済は容易でない一方、貴族達も、経済的価値を高めた御領地を自らの手元に確保しようとするため、特定の貴族家の下に御領地は抵当としてとどまるようになる。しかも御領地の抵当化が長期化するにつれ、各御領地の行政官たるアムツハウプトマンにも、抵当権保有者＝債権者が任命されるようになった。ハーンによると、アムツハウプトマンの4割以上が抵当権保有者であったという<sup>(9)</sup>。こうして同官職が抵当権と強い関連を持っていたことにより、前者の人事に関する選帝侯の裁量は極めて限られ、事実上同官職は特定一族によって長期にわたって独占され続けるといった事態が生まれたのである<sup>(10)</sup>。しかも中央の統制が弱い中で、抵当権とアムツハウプトマン職双方を有することは、領地の経営に関して自由な裁量権を得たに等しかった。何故ならば、抵当権は領

地収入のうち、債権に対する利子分のみを保証するにすぎなかったが、しかし後者の地位を得た場合、広範な収入を領地運営経費として利用することができた。しかも抵当権によって、選帝侯の人事権を封じていたゆえ、君主の意向を無視して領地運営を自由にすることができたのである<sup>(11)</sup>。こうして御領地は、城主＝官職貴族の第2の領地と化した。

ところで、既に述べたとおり、他の官職に比べアムツハウプトマン職は、指導的官職貴族13家による寡占の度合いが比較的弱く、一定の裾野と均衡をもって「権力エリート」の間で分配されていた。なるほど一旦それを与えてしまうと、抵当権が絡む場合には、以上のとおり選帝侯の統制が効かなくなるという問題点はあったが、利権によって多くの貴族達を君主権につなぎ止めるという役割は、その均衡のとれた分配によって、充分実現していたと考えてよいのではないか。さらに官職分配のこのような傾向は、ランデスハウプトマンとともにアムツハウプトマン職が、フランスの訴願審査官のごとく、特命委任官僚候補者としての役割を果たしていたことと密接な関連があったと思われる。即ち外交使節やあるいはコミサールのように、選帝侯の意思をより直接的に実行する責任を負い、活動期間の限定された官職には、アムツハウプトマンより任命される事例が目立っており<sup>(12)</sup>、選帝侯にとって、それは人材プールのごとき意味を有していたのである。利権の源泉であるとともに、かかる機能のため、アムツハウプトマン職が比較的広く、均衡をもって分配されたとすることができるであろう。

### 3 城主＝官職貴族と身分団体

城主＝官職貴族達の行政的活動が、多方面に及んでいたことはいうまでもないが、ここでは国内秩序・政策形成に焦点を定めて、その役割を解明することにしよう。

ブランデンブルクの国内統治に関しては、選帝侯の代理として、アルトマルク、プリクニッツ、ウッカーマルクには、ランデスハウプトマンないしラントフォークト職が置かれていたが、それらはごく限られた一門によって独占され、しかも事実上の終身官であった<sup>(13)</sup>。このため選帝侯権の意志を直接地域において実現するには、それをもって充分とは言い難かった。しかもミッテルマルクでは、それに対応する役職が欠けていた<sup>(14)</sup>。このためそれを補う形で利用されたのが、選帝侯による特命委任官僚即ちコミサルKommissareの派遣である。コミサールの任務として重要であるのは、次の2つの活動であった。第1は、貴族や都市同志の紛争解決である<sup>(15)</sup>。これらの紛争は、領地の境界線や相続などをめぐるものが多く、当事者同志や、あるいは侯室裁判所をもってしても解決困難な事件であった。確かにそこでは、諸身分内で解決が不可能な紛争を、選帝侯権介入によって解決せんとするものであったが、しかしコミサルとして任じられたのは、地元で最も声望ある貴族であったことが、ここで看過されてはならない。選帝侯権もまた、地域事情への精通と声望によって、妥協を導き出す能力とともに、決定を実行に移す力を持つ実力者、即ち城主＝官職貴族に依拠せずに、その支配を実現しえなかったのである。しかし第2に一層重要なのは、身分団体会議に派遣されたコミサールの活動である。以下、ラントの政策が、コミサー

ルと身分団体間でいかに形成されていったかに関して、論じることにした。

16世紀のブランデンブルクの権力構造が、身分団体と選帝侯権からなるところの二元的構成を取っていたことは論ずるまでもないが、しかしいずれの規定性、優位性を重視するかという周知の議論<sup>(16)</sup>は、ここでは取り扱わない。むしろわれわれにとっては、この二元的権力が互いに意思を調整し、これによって16世紀末まで、全体として安定した統治体制をどのように形成していたかが、さしあたり問題となる。さて16世紀のブランデンブルクの統治体制は、ヨアヒム2世（1535-71）とヨハン・ゲオルク（1571-98）の比較的長期にわたる治世をもって代表させることができるであろう<sup>(17)</sup>。特に同国における宗教改革期でもあった1540年代に、身分制的組織には重大な改変が行われ、それは遠く絶対王制期のそれをも規定することになる。即ち第1に、修道院・教会領の世俗化により、聖職身分は、ブランデンブルク、ハーヴェルベルクの2司教座と、ハイリゲンラーベン女子修道院、ヨハネ騎士修道会を残すばかりとなり、高級貴族身分Herrenstandとともに、騎士身分Ritterschaftに一体化し、これらの貴族＝上級諸身分Oberständeの会議が、領邦直属都市Immediatstädteのそれに対峙するというかたちをとったことである<sup>(18)</sup>。第2に、両身分よりクライス毎に代表が選出された代表者委員会会議Ausschussstagが、選帝侯の財政問題審議のために頻繁に召集され、その中から1540年代に「信用事業」Kreditwerkと総称される身分金庫運営組織が形成された<sup>(19)</sup>。これらの金庫は、選帝侯が自らの財政力をもっても返済しえない債務を、諸身分が肩代

わりするために設立されたものであり、3種類計6金庫より成っていた。即ち次の通りである。①新ビール税を徴収・管理し、全クライス・両身分を包括する新ビール税金庫 Neubiergeldkasse、②フーフエ・ギーベル税等を徴収・管理し、「ミッテルマルク＝ルピン」、「アルトマルク＝プリクニッツ」、「ウッカーマルク」の3金庫に分かれるところの騎士身分のフーフエ税金庫 Hufenschokassen、③炉税、穀粉税等を徴収・管理し、「ミッテルマルク＝ウッカーマルク」「アルトマルク＝プリクニッツ」の2金庫に分かれるところの都市金庫 Städtekasten<sup>(20)</sup>。これらのなかで、両身分、全クライスを包括するところの新ビール税金庫とその運営会議である「大委員会」der Große Ausschussは、常設的ないし定例に開催される身分団体として、ラントの統治体制に重大な影響を与えることになった。なるほど40年代にはラント議会は頻繁に召集されていたが、その後は徐々に稀となり、1572-1602年の間には遂に一度も開催されなくなり、かわって騎士身分のクライス会議、各クライスより選出された代表者委員会会議<sup>(21)</sup>（いずれも定例化されておらず）と並んで、新ビール税金庫大委員会が、諸身分を代表する役割を果たした。本来新ビール税金庫大委員会は、同金庫の監査にだけ責任を持つ機関であったゆえ、租税承認を求められた場合は、自らの権限外として拒否的態度をとり続けていたし、また請願 Gravamina を提出する権限も与えられていなかったが、しかし立法・経済政策の策定にあたっては、諮問的立場で選帝侯の政策に重大な影響を与えていった<sup>(22)</sup>。

さて租税の承認をも含め、選帝侯がその政策に諸身分の意見を聴取し、了解を得る手続

きは、一般にクライス会議を前もって召集し、それぞれのクライスでの見解をまとめさせた上で、代表者委員会会議や新ビール税金庫大委員会において全クライス・両身分の意見集約をはかる、という過程をとった<sup>(23)</sup>。この過程で、選帝侯はその提案を伝えるために、先ずクライスにコミサールを派遣し、予め地元の声望ある貴族と会議開催日程の調整を行った。確かに会議の召集権は選帝侯にあったが、しかしかかる有力貴族の司会とリードの下でクライス会議は進行した。既に検討したところの各クライスの領地所有状況からも明らかなように、会議の進行に決定的影響力を持ったのは、クライスの領地の過半を所有した一握りの城主＝官職貴族層であることは疑いない<sup>(24)</sup>。しかも選帝侯のコミサールもまた、貴族達に影響力を持ちうる人間として、当該クライスの有力貴族から選ばれる場合が一般的であるため、城主＝官職貴族層が選帝侯、身分団体双方の代表を兼ねる場合が多かったことを、ここで見逃すわけにはいかない<sup>(25)</sup>。

同様の事実は、新ビール税金庫大委員会や代表者委員会会議のようなラントレベルの身分組織と、選帝侯権の関係にも見いだすことができる。次にわれわれは、新ビール税金庫大委員会委員として各クライス（ミッテルマルクの場合は小クライス）から選出されたところの貴族身分（騎士・聖職者身分）代表者をみることによって、いかなる一族が地域の貴族仲間より委員として選出されていたか、明らかにすることにしよう（第8表）。1564年より1601年の間、同委員会で活動した貴族（聖職身分も含む）は69家の141人に及ぶが、この中で3名以上の委員を輩出したのは14家（20%）で、それらから66人（47%）の委員



が生まれている。この14家と、第7表の指導的官職貴族13家を比較するならば、直ちに前者の上位4家（ブレドウ、アルニム、シューレンブルク、ロッホウ）とガンス家が、官職貴族13家の中に含まれていたことに気づく。それらはいずれも伝統的城主層であり、新興官職貴族家をこの中に見いだすことはできないし、また他の9家すべてについて、城主であるか否かを正確に確認することはできないが、この中に16世紀になって領邦外よりブランデンブルクに仕官した一族は含まれていない。ランデスハウプトマン職と同様、身分団体代表に関しても、新興官職貴族に比べ伝統的城主層の「家柄」は相変わらず高く評価されていたとすることが許されるであろう。そのことを端的に示すのが、名門城主でありながら、16世紀後半において領地経営においても、また官職貴族家としても衰退著しいブレドウ家が、それにもかかわらず最多の委員を送り込んでいることである。

しかしこれをもって新興官職貴族家が、騎士身分の代表として選ばれ、活躍する場が与えられていなかったとするならば、それは行き過ぎと言うべきであろう。ただしそれら一族が代表の地位を得るには、二、三世代の経過を待たねばならなかった。例えば、15世紀にブランデンブルクに領地を得ていたトロット家は、既に1574年に大委員会委員に選ばれていたが、他方16世紀前半にブランデンブルクに入ったフラン家とシュリーベン家の場合、フラン家は73年に代表を出しているとはいえ、シュリーベン家はようやく1601年に、ヨハネ騎士修道会管区長の立場で委員の地位を得た。さらに16世紀中葉にプリクニッツに次々と領地を獲得し、同クライス第4位の大

領主となったザルデルン家は、遂に16世紀の間に大委員会委員を出すことができなかったが、1605年に漸く代表者委員会会議に同クライスから委員として選出された<sup>(26)</sup>。また新興官職貴族家は、身分団体において伝統的城主層以上の活躍を見せる場合もありえた。例えば、ハーケ家の新ビール税金庫運営での活動の中心は、大委員会ではなく、むしろ四半期毎に開催される金庫運営委員会（聖職者＝1名、騎士身分＝2名、都市＝3名）であり、同家は運営委員会の委員Verordneteを、17世紀後半には2代にわたって送り出し、しかも同家領地が金庫所在地のベルリンに近接していた事情により、会議開催期間外に発生した諸問題に対処したのは同家出身の運営委員であった<sup>(27)</sup>。彼らは新ビール税金庫運営に加えて、ミッテルマルク＝ルピンのフーフエ税金庫運営委員も兼務しており、身分金庫運営に関しては、同家は騎士身分の中では最も影響力を持った一族であったといえる。シュリーベン家の場合もまた、17世紀に入ると同家より選ばれた代表者委員会会議委員（アダム v. シュリーベン）は、同会議において指導的役割を演じている。なおその際、選帝侯代理として代表者委員会会議に派遣され、君主の立場を諸身分側に伝える立場にあったのがアルブレヒト v. シュリーベンであったことは注目に値する<sup>(28)</sup>。

以上のようなほど、官職貴族として頂点に立った貴族一門と、騎士身分代表として選ばれることが多かった一族は、互いに完全な同心円を描きつつ重複していたとすることはできないが、しかし新興官職貴族にもまた、徐々に代表として選出され、そこで活動する機会が回ってくるにつれ、2つの円は重なり

を拡大していったということができよう。確かに選帝侯権と身分団体の関係に関し、制度的にいずれの権限が勝ったか論じること、意味を見いださないわけではない。しかし伝統的城主層と新興官職貴族が速やかに融合し、「領主＝官職貴族」という二重規定を帯びた「権力エリート」が形成されたことの意味をここで看過することはできない。彼らは選帝侯権の拡大に官職貴族として利益を見いだすばかりか、身分団体を通じて、領主貴族の立場の擁護にも熱心であり、このため彼らは両権力の利害調整に無関心ではいらなかった。16世紀末より17世紀初頭にかけて、財政政策等をめぐり、両権力の利害に乖離が見られるようになると、両権力に足場を持つシューレンブルク、アルヴェンスレーベン、アルニム、シュリーベン、ガンズ、クネーゼバックなどの出身者達によって、利害の調整が行われていた<sup>(29)</sup>。

さて城主＝官職貴族層が「権力エリート」として選帝侯権、身分団体双方に利害を持ち、しかも双方を調整する立場にあったことは、ブランデンブルクの政策形成にどのような影響を与えたのだろうか。権力的地位にあった彼らが心を砕いたのは、彼ら自身の利害であったことはいうまでもないが、しかしその追求が過度に至ると、選帝侯権と身分団体双方を代表する彼らの地位が危うくなりかねなかった。このため諸利害を調整し、妥協点を探り出すこともまた、彼らの重要な役割となった。

先ず彼ら自身の利害が露骨に反映された典型的政策としては、農場領主制に直接関わる政策をあげることができる。都市の独占下にあった穀物取引権の獲得は特に重視された。

このため農場領主制の本格的形成とともに、早くも16世紀はじめには、領主直営地生産分に関する領主自身の手による穀物輸出が、選帝侯より認められた。さらに1536年には、農民の生産分に関しても都市の交易独占に穴をあけ、農民自身が市場を選択しうよう選帝侯に圧力を加え、規則の改正をかちとった<sup>(30)</sup>。また領主達は16世紀の間、ビール醸造を農村において本格的に展開することで、都市の独占権を侵害し、また農民保有地の買い上げによる領主直営地拡大を通じて、農村の租税収入源を狭め、これらによって度重なる都市の抗議を招いたが、しかし選帝侯権はそれを放任した<sup>(31)</sup>。これもまた有力貴族達の政治力によるものといえよう。

他方、選帝侯権と身分代表の交渉より生じた政策、特に財政の領域においては、城主＝官職貴族層がしばしば大幅な譲歩を示していることにも注目したい。ここで、ヨハン・ゲオルク即位（1571）直後に開催されたラント議会（1572）での議論を取りあげることしよう<sup>(32)</sup>。そこでは、前選帝侯ヨアヒム2世が残した400万ターレルに及ぶ債務処理が問題となった。御領地の多くが抵当化され、選帝侯の独自収入が弱体化し、これによって債務を一層増加させ、租税への依存が強まっていることが、諸身分側の不満の対象であった<sup>(33)</sup>。このため会議に先立って選帝侯の宮廷・宮廷外顧問官によって個々の債務の法的根拠が詳細に洗い出され、債務総額は250万ターレルにまで圧縮されたのであるが、その返済計画を立て、御領地を抵当から解放することが、この議会の目的であったといえよう。しかし債務の圧縮にせよ、御領地経営の建て直しにせよ、いずれも選帝侯権、身分団体双方の利

害にかなうものであったとはいえ、自ら債権者であり、かつ御領地抵当権保有者であった城主＝官職貴族層にとっては、権利や利益の削減につながりかねなかった。それにもかかわらず、彼らは表だつた抵抗を示さず、官僚として債務圧縮作業を推進する一方、騎士身分としては、債務引受＝租税負担分配に関して、都市の窮状を見かね、従来の騎士身分＝1、都市＝2という比率を、この場合に限って2対1に逆転させることまで受容したのである。

ところで16世紀から17世紀にかけホーエンツォレルン家には、マクデブルク、プロイセン、ポメルン、シュトラスブルク、クレーヴェと、次々と継承権が生じたが、この結果王朝的利益にこだわる選帝侯は、自然、積極的外交政策に傾く傾向を示し、他方財政負担を嫌う身分団体側は消極的・平和的外交政策を指向した。両者の利害対立は特に外交・財政の分野で生じることになる<sup>(34)</sup>。両者の利害を調整し、着落を見いだす能力を持つ者は、城主＝官職貴族層においては他になく、彼らの一部は選帝侯の代理として、また別の一部は身分代表として会し、調整作業を行った。ただし彼らは利害調整の過程で、自らの利益を押し込むことも忘れてはいなかった。例えば72年のラント議会において、選帝侯権や都市に対して財政上譲歩しつつ、穀物輸出関税撤廃を勝ち取っていることは、その典型事例といえるであろう<sup>(35)</sup>。領地において、中世後期の混乱を収拾し、秩序の再建に努力を傾けつつ、土地と労働力の多くを得て農場領主制を形成したように、ラント政治の舞台でも城主＝官職貴族達は、利権官職を優先的に獲得するのみならず、政策形成においても、選帝侯権、身分団体双方における指導的立場に立

脚しながら諸利害を調整し、その中から自己の利益を引き出す能力を持っていた<sup>(36)</sup>。これこそ、16世紀ブランデンブルクにおいて、城主＝官職貴族が真の「権力エリート」であった証というべきである。何故に16世紀末より彼らはこのような能力を失っていったのかは、節を改めて論じることしよう。

### 凡例（省略記号）

FBPG = Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte  
HHBB = Historischer Handatlas von Brandenburg und Berlin (Veröffentlichungen der Historischen Kommission zu Berlin)  
HZ = Historische Zeitschrift  
JfBLG = Jahrbuch für Brandenburgische Landesgeschichte

### 序論註

- (1) 北条功『『プロイセン型』の歴史的構造』山田盛太郎編『変革期における地代範疇』岩波書店、1956年、藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』御茶の水書房、1967年、成瀬治『絶対主義国家と身分制』山川出版社、1988年、阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』中央大学出版部、1988年、仲内英三「フリードリヒ二世即位時のプロイセン等族制」『早稲田政治経済学雑誌』297・8号、1989年。他に増井三夫氏による農場領主制下の学校制度研究は、近年のわが国学界の貴重な成果である（同氏『プロイセン近代公教育史研究』亜紀書房、1996年）。また飯田恭氏の近年のめざましい研究業績に関しては、別の機会に触れることにしたい。ドイツの研究史については、P.-M. Hahn, Fürstliche Territorialhoheit und lokale Adelsgewalt. Die herrschaftliche Durchdringung des ländlichen Raumes zwischen Elbe und Aller (1300-1700) (以下 Adelsgewalt と略)、Berlin/New York, 1989, S.6-35が、最も包括的で詳しい整理を行っている。他に R. Enders, Adel in der frühen Neuzeit, München, 1993, S. 83-92を

参照のこと。

- (2) 成瀬氏によって既に、両視角を関連づけることの重要性が論じられているが(成瀬、前掲書、4-6頁)、氏の絶対王制下の寄地主制と家産的官職制度の関連に関する指摘は、抽象的なままにとどまっているように思われる。
- (3) 近世ヨーロッパの「権力エリート」の定義に関しては、W. Reinhard, Power Elites, State Servants, Ruling Classes, and the Growth of State Power, in : derselbe (Hg.), The Origins of the Modern State in Europe 13th to 18th Century, Theme D. Power Elites and State Building, Oxford, 1996.
- (4) 高柳信一『近代プロイセン国家成立史』有斐閣、1954年。
- (5) F. Göse, Die Struktur des Kur-und Neumärkischen Adels im Spiegel der Vasallentabellen des 18. Jahrhunderts, in : FBPG, Neue Folge, Bd. 2, Hft. 1, 1992.
- (6) 身分=階層分析にとって、貴族の教育過程や家族・親族関係の分析が不可欠であることはいうまでもないが、これらの領域に関する研究は、ハーンの16世紀に関する検討以外に、ドイツでも本格的なものは見当たらない (P.-M. Hahn, Struktur und Funktion des brandenburgischen Adels im 16. Jahrhundert (以下 Strukturと略)、Berlin, 1979, S.110-30)。筆者にそれらを独自に検討する能力はなく、その本格的解明はあきらめざるをえない。
- (7) 近世貴族史の全過程を描き出すには、18世紀後半からプロイセン改革を経て三月前期、産業革命期に至る過程の検討がなければ、それを締めくくることはできない。その過程に関しては、筆者はブランデンブルク・レプス郡のマルヴィッツ家・フリーデルスドルフ領の検討を並行して進めており、本稿とは別の機会で明らかにすることにしたい。

## I 註

- (1) L. Enders, Die Uckermark. Geschichte einer kurmärkischen Landschaft vom 12. bis zum 18. Jahrhundert (以下Uckermarkと略)、Weimar, 1992, S.118f.
- (2) Ebenda, S.109.
- (3) 中世後半において有力であったブランデンブルクの代表的城主については、Hahn, Adel und Landesherrschaft in der Mark Brandenburg im späten Mittelalter und der frühen Neuzeit (以下 Adel と略)、in : JfBLG, Bd. 38, 1987, S.52を参照。
- (4) Hahn, Adelsgewalt, S.50-3, 85.
- (5) Ebenda, S.91.
- (6) Ebenda, S.55-80.
- (7) Ebenda, S.98f., 103.
- (8) Enders, Uckermark, S.117-9.
- (9) Ebenda, S.124.
- (10) L. Enders, Das bäuerliche Besitzrecht in der Mark Brandenburg, untersucht am Beispiel der Prignitz vom 13. bis 18. Jahrhundert (以下 Besitzrecht と略)、in : J. Peters (Hg.), Gutsherrschaftsgesellschaften im europäischen Vergleich, Berlin, 1997, S.406.
- (11) Hahn, Adel, S.53f.
- (12) 以下の記述はハーンの研究に依拠している (Hahn, Adelsgewalt, S.114-190)。
- (13) Ebenda, S.114-134. ハーンは博士論文にもとづく旧著において、レーン制の後退と農場領主制の形成によって、貴族における親族=大家族制は形骸化し、むしろ小家族が実体的意味を持つようになるとしている (Hahn, Struktur, S.16f.)。しかし教授資格請求論文にもとづく新著の以上のような見解は、実証的にはるかに説得力を持つ。
- (14) Ebenda, S.169-72.
- (15) Enders, Uckermark, S.113.
- (16) 例えばプリクニッツでは14世紀末にラントフォークト職は消滅し、ハウプトマン職への移行が行われていた (J. Schultz, Die Prignitz. Aus der Geschichte einer märkischen Landschaft (以下Prignitzと略)、Köln/Graz, 1956, S.141-3)。
- (17) 以上の過程については、I. Materna/W. Ribbe (Hg.), Brandenburgische Geschichte, Berlin, 1995, S.224-6、を参照。
- (18) Ebenda, S.188-92.
- (19) J. Schultz, Die Mark Brandenburg (以下 Brandenburg と略)、Bd. 3, Berlin, 1989<sup>2</sup>, S.159f.

- (20) Materna/Ribbe, a. a. O., S.209.  
 (21) Schultz, Brandenburg, Bd. 3, S.188.  
 (22) Hahn, Struktur, S.173, 6.  
 (23) Hahn, Adelsgewalt, S.140-50.  
 (24) ハーンが明らかにしえた1500-1620年のブランデンブルク貴族大学進学者185名のうち、92名を3家出身者が占めている (Hahn, Struktur, S.113-19)。  
 (25) Ebenda, S.208.  
 (26) Ebenda, S.206. 領邦外貴族に対する開放性は、この後18世紀に至るまでブランデンブルク貴族の特性となり、「権力エリート」の新陳代謝を可能にする重要な契機となっていた。  
 (27) Ebenda, S.11; Hahn, Adel, S.49.

## II 註

- (1) Enders, Uckermark, S.112f.; Hahn, Adel, S.52, 4.  
 (2) Schultz, Prignitz, S.138f.  
 (3) Hahn, Struktur, S.29-34.  
 (4) ただしガンス家は騎士身分ではなく、高級貴族身分 Herrenstand に属す (M. Haub, Die kurmärkischen Stände im letzten Drittel des sechzehnten Jahrhunderts, München/Leipzig, 1913, S.18)。  
 (5) ザルデルン家による選帝侯への資金提供と、その見返りとしての領地獲得に関しては、J. Peters, Inszenierung von Gutsherrschaft im 16. Jahrhundert. Mathias von Saldern auf Plattenburg-Wilsnack (Prignitz) (以下 Inszenierung と略)、in : derserbe (Hg.), Konflikt und Kontrolle in Gutsherrschaftsgesellschaften, Göttingen, 1995, S.249-51、参照。  
 (6) Hahn, Struktur, S.35f.  
 (7) Ebenda, S.41.  
 (8) HHBB, Lfg. 33. Besitzstand und Säkularisation in Brandenburg um die Mitte des 16. Jahrhundert.  
 (9) W. W. Hagen, How mighty the Junkers? Peasant Rents and Seigneurial Profits in Sixteenth-Century Brandenburg (以下 Sixteenth-Century と略)、in : Past and Present, Nr.108, 1985, S.108.  
 (10) 以下については、Enders, Uckermark, S.171-6、参照。  
 (11) かかる操作は、F. Grossmann, Über die gutsherrlich-bäuerlichen Rechtsverhältnisse in der Mark Brandenburg vom 16. bis 18. Jahrhundert, Leipzig, 1890, S.111-38に掲載された表にもとづいて行っている。  
 (12) ミッテルマルクの中世後期における廃村化の情報は、E. Fidin, Die Territorien der Mark Brandenburg oder Geschichte der einzelnen Kreise, Städte, Rittergüter und Dörfer in derselben als Fortsetzung des Landbuchs Kaiser Karl's IV, Bd.1(Teltow, Niederbarnim), Bd.2 (Oberbarnim), Bd.3 (Havelland, Zauche), Berlin, 1974<sup>2</sup>, より得ている。  
 (13) ハーンによるならば、中世後期において既にウッカーマルクやバルニムでは、他のクライスに比べ、領主直営地の規模が一般に大きかった (Hahn, Struktur, S.98)。このような傾向が、近世に入って一層強化されたとすることができよう。  
 (14) HHBB, Lfg.4, Neue Siedlungen in Brandenburg 1500-1800, 及び同地図に関するH. K. Schulzeの解説参照。アルトマルクが、農場領主制地帯と土地領主制地帯の境界領域にあったことが、ここで想起されるべきである。  
 (15) Enders, Uckermark, S.154, 204.  
 (16) Ebenda, S.203.  
 (17) Peters, Inszenierung, S.268f. ところで高柳信一氏は、ラントフォークタイ制の形骸化と任命制シュルツェ導入によって、15世紀には領主裁判権が確立したとしている (同氏、前掲書、161-3頁)。また氏は任命制シュルツェを領主の使用人としているが、農民以外からの選出が果たしてどの程度ありえたか、疑問である。氏にあつては領主裁判権成立を早めに、しかも過大に評価しすぎるきらいがある。  
 (18) アルヴェンスレーベン家領地でも、またザルデルン家領地でも、各村落2名の参審員が選出された。ブランデンブルク全体をみると各村落1から4名選出されているが、やはり2名という数は一般的であったようである (Hahn, Adelsgewalt, S.178; Peters, Inszenierung, S.266; C. Bornhak, Preussische Staats- und

Rechtsgeschichte, Berlin, 1903, S.44)。

- (19) 村落裁判や「参審員帳簿」の存在によって、エンダースやペータースがブランデンブルクの近世村落自治の意義を明らかにしようとするのに対し、ハルニッシュは、豊かな村落共有財産や村落財政を持ち、パウアーマイスター制をとる西エルベの村落と比較することで、それを欠くシュルツェ制の東エルベ村落自治を低く評価しようとする傾向がある (H. Harnisch, Die Landgemeinde im ostelbischen Gebiet (mit Schwerpunkt Brandenburg), in: HZ, Beiheft 13, 1991)。しかしペータースにより、シュルツェの他にさらにパウアーマイスター (各村落に2名) を持つ村落がブリクニッツにあり、農民によって選ばれた彼らが、村内の業務を互いに分業して担当していたことが明らかにされている (Peters, Inszenierung, S. 267)。またアルトマルクの村落にも、この役職が存在した事例を見いだすことができる (Hahn, Adelsgewalt, S.178)。このような存在がブランデンブルクでどれほど一般的であったかは不明であるが、しかし東西エルベの村落自治を、過度に対照的に捉えることには慎重であらねばならないだろう。
- (20) Peters, Inszenierung, S.273.
- (21) Ebenda, S.278-80.
- (22) Hahn, Adelsgewalt, S.300 - 3. アムツシュライバーの文書による所領管理が、たとえどれほど重大な意味を持つとはいえ、それを過大に評価することは控えねばならない。17世紀の御領地の事例ではあるが、筆者もまた、彼らによる資産管理や定期的会計書類作成の杜撰さが、御領地経営に混乱を招いたことを指摘しておいた (拙稿「三十年戦争後ブランデンブルク＝プロイセンにおける御領地財政再編とグーツヘルシャフトの確立」『西洋史研究』新輯第27号、1998年、36-40頁)。
- (23) ポリツァイ条例に関する近年の研究史の整理は、松本尚子「ドイツ近世の国制と公法—帝国・ポリツァイ・法学」『法制史研究』第48号、1998年において行われている。
- (24) Hahn, Adelsgewalt, S.188-91.
- (25) Schultze, Brandenburg, Bd.4, S.158.
- (26) Ha<sup>ll</sup>, a. a. O., S.100-7.
- (27) Peters, Inszenierung, S.251-3.
- (28) Ebenda, S.273 - 5 ; Hahn, Adelsgewalt, S.181-8.
- (29) Peters, Inszenierung, S.272f.
- (30) Hahn, Struktur, S.179-81.
- (31) Peters, Inszenierung, S.276.
- (32) Ebenda, S.258 - 64 ; Enders, Uckermark, S.212-4.
- (33) こうした観点を一層押し進め、16世紀における農場領主制の形成を、「社会的規律化」Sozialdisziplinierungの一環として初めて本格的に論じたのは、管見によればハーンであった (Hahn, Struktur, S.89-109)。同概念を積極的に使用していないとはいえ、ペータースにも共通した問題意識を読みとることができる。もし「社会的規律化」概念が農場領主制形成の説明においても有効であるならば、同概念の普遍的性格によって、論理的に農場領主制が同時代の西エルベ土地領主制に対して、何らかの共通する特徴を持っていたことをも示唆する。なお日本においても、農場領主制と社会的規律化を関連づけて説明しようとする試みは、村落学校に焦点を定めた増井三夫氏によってすすめられた (同氏、前掲書)。氏の著作が、日本人研究者のそれとしては稀にみる実証的達成と論理的構成力を持つことを認めた上で、氏の議論にあつては、農場領主制の特殊的性格を強調するところの大塚史学の領主制類型論と、より普遍的概念である社会的規律化論の間にある齟齬が、充分意識化されていないことに、ここで注目せざるをえない。またハーンのとあげた16世紀の社会的規律化と、氏の検討する18世紀のそれを、どのように関連づけるかも残された重要な研究課題となろう。同概念を16世紀の農場領主制形成に適用することに対しては、反対する根拠を持つものではないが、ここではその適用可能性とその問題点を示唆するにとどめておきたい。
- (34) Grossmann, a. a. O., S. 63、藤瀬、前掲書、86頁。
- (35) 加藤房雄「東エルベ農村社会史論覚書—研究動向の一断面」経済史研究会編『欧米資本主義の史的展開』思文閣出版、1996年、248-53頁。氏が参照を求めているのは、Harnisch, a. a. O.であるが、derselbe, Rechtsqualität des Bauernlandes und Gutsherrschaft, in:

Jahrbuch für Geschichte des Feudalismus, Bd.3, 1979も参照せよ。

- 36) Enders, Besitzrecht, S.407-9.
- 37) Enders, Uckermark, S.181-4.
- 38) Ebenda, S.187 - 9 ; Enders, Besitzrecht, S.409f.
- 39) Grossmann, aa.O., S.38f.; G.F.Knapp, Die Bauernbefreiung und der Ursprung der Landarbeiter in den älteren Theilen Preussens, Bd.1, München/Leipzig, 1927, S.40f.
- 40) J. Sack, Die Herrschaft Stavenow (Mitteldeutsche Forschungen Bd.13), Köln/Graz, 1959, S.84-8.
- 41) Hahn, Struktur, S.106-8.
- 42) ハーゲンは、英語で論文執筆する場合常に1シェフェルScheffelを1ブシエルとしている。彼は1ブシエルを約40kgとしているが、1シェフェルは体積単位で、約55リットルである。
- 43) Hagen, Sixteenth-Century, S.95, 103f.
- 44) Ebenda, S.105f, Anm. 87.
- 45) Ebenda, S.83-95.
- 46) Ebenda, S.107f.
- 47) 以下の説明は、Enders, Uckermark, S.193-200。他に藤瀬、前掲書、91-3頁も参照せよ。
- 48) 16世紀農場領主制下の農民経営に関する藤瀬浩司氏の評価に関し、ここで私見を述べておきたい。藤瀬氏は、東エルベ農民経営の構造的不安定さを過程の出発点として重視し、これにより15世紀末以来、年地代滞納などで対領主債務を累積させ、これが農民の隷役小作への没落を招き、さらに隷役小作化は賦役の増強を促進したと、農民層の農場領主制下における地位低下過程を説明している（藤瀬、前掲著、79-87、97頁）。隷役小作制が一義的に賦役強化の促進要因になるとの理解に、筆者は異論を持つものであるが、これに関しては本稿第3節において説明するとして、ここでは次の2点の疑問を提示するにとどめたい。即ち第1に、ブランデンブルクに関する限り15世紀末より16世紀中葉においては、全般的農民経営の悪化を論証できないこと。第2に、隷役小作制形成の原因を15世紀末からの対領主債務に求めるという氏の理解は、17世紀後半以降における隷役小作制の本格的展開という氏も認めている事実

と整合しないということ。筆者は、隷役小作制の本格的形成は15世紀末ではなく、むしろ16世紀末不況より始まるいわゆる「17世紀危機」の時代に求めるべきである、と考えている。

- 49) 高柳、前掲書、245頁。
- 50) ここでいう「定地賦役」の意義は、古典荘園解体期に現れたそれとは全く異なる。後者に関しては、森本芳樹「古典荘園制の解体過程」大塚久雄、高橋幸八郎、松田智雄編著『西洋経済史講座』I、岩波書店、1960年、119-129頁、を参照。
- 51) Hahn, Struktur, S.99f.; Enders, a. a. O., S.200。ハーンは、かかる賦役方法にも、農場領主制形成が「社会的規律化」過程の一環であることの根拠を見ている。

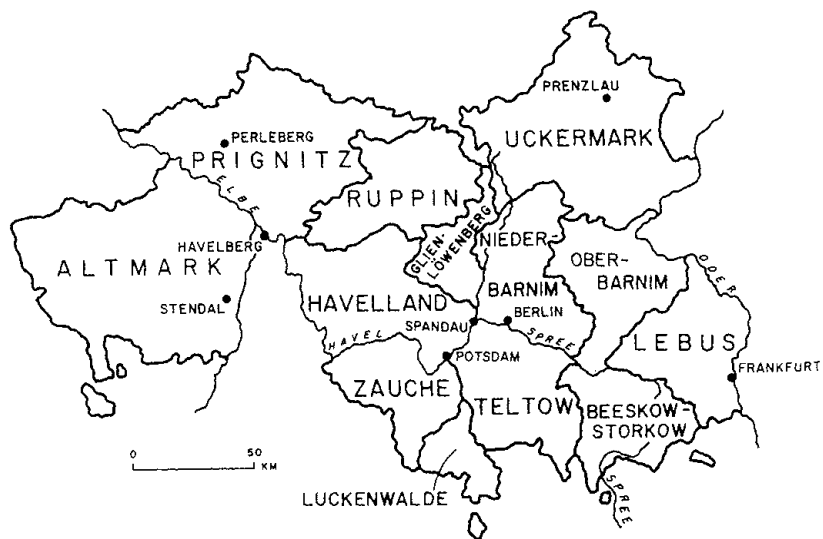
### III 註

- (1) ここでもわれわれはハーンの研究に決定的に依存している。Hahn, Struktur, Kap.8、参照。
- (2) アルヴェンスレーベン家が、アルニムやシューレンブルク家ばかりか、ハーケ、ヴィンターフェルト家などと比べても、官職保有者数、官職数ともに見劣りするが、これは同家がブランデンブルクに限らず、中北ドイツ諸邦に仕官の範囲を広げていた結果であろう。領邦外貴族の官職貴族としての採用と並び、ブランデンブルク貴族の領邦外への仕官は、16世紀においては珍しい現象ではなかったが、しかし18世紀になると、正統的「権力エリート」としては望ましい行動ではなくなり、相変わらず領邦外に仕官者を出し続けた同家は、典型的「権力エリート」とは見なせなくなる。この点は第3節で触れることになるであろう。
- (3) Ebenda, S.208.
- (4) 前掲拙稿、36-41頁; K.Breysig, Geschichte der brandenburgischen Finanzen in der Zeit von 1640 bis 1697. Darstellung und Akten, Bd.1, Leipzig, 1895, S.153-6.
- (5) Hahn, Struktur, S.37,40,44。御領地が特に多く分布しているのは、ルピンの他は、下バルニム、レプス、ノイマルクなどであった(HHBB, Lfg.33, Besitzstand und Säkularisation in Brandenburg um die Mitte des 16.

- Jahrhunderts)。なおブライジヒが作成した1615年の御領地収入表には、22のクールマルク御領地が記載されている (K. Breysig, a. a. O., S.376)。
- (6) O. Berhre, Geschichte der Statistik in Brandenburg-Preussen bis zur Gründung des Königlichen Statistischen Bureaus, Berlin, 1905, S.88.
- (7) 以下の経緯に関しては、Hahn, Struktur, S.213—25、参照。
- (8) Peters, Inszenierung, S.249—51.
- (9) Hahn, Struktur, S.222.
- (10) Ebenda, S.219f.
- (11) Ebenda, S.220f.
- (12) Ebenda, S.180,7.
- (13) Ebenda, S.218.
- (14) O. Hintze, Der Ursprung des preußischen Landratsamts in der Mark Brandenburg, in: derselbe, Regierung und Verwaltung, Gesammelte Abhandlungen, Bd.3, Göttingen, 1970, S.179.
- (15) Hahn, Struktur, S.181—3.
- (16) F. ハルトゥング著 (成瀬治/坂井栄八郎訳) 『ドイツ国制史』岩波書店、1980年、117—28頁。
- (17) ただしヨアヒム2世はクールマルクのみを統治し、彼の治世においてはノイマルクの君主は弟のヨハンスJohannsであった。ヨハン・ゲオルクが両者を再び統合する。
- (18) 16世紀ブランデンブルクの身分制の構成に関しては、Ha<sup>1</sup> a. a. O., S.8—43、参照。
- (19) これらの設立年は必ずしも明確ではないが、1540年代であることはほぼ間違いないようである (M. F. v. Bassewitz, Kurmark Brandenburg, ihr Zustand und ihre Verwaltung unmittelbar vor dem Ausbruche des französischen Krieges im Oktober 1806, Leipzig, 1847, S.134; Ha<sup>1</sup> a. a. O., S.57)。
- (20) Ha<sup>1</sup> a.a.O., Kap.3.
- (21) 16世紀クールマルクの諸身分会議に関しては、Ha<sup>1</sup> a. a. O., S.44—73; H. Croon, Die kurmärkischen Landstände 1571 — 1616, Berlin, 1938, S.4—13、参照。
- (22) Ha<sup>1</sup> a. a. O., S.57f, 77.
- (23) 例えば、1577年のトルコ税および嫁資税 Fräuleinsteuer承認と70、90年代におけるポリツァイ条例改定の手続きを参照せよ (Ha<sup>1</sup> a. a. O., S.100—15; Croon, a. a. O., S.25—7)。
- (24) Hahn, Struktur, S.164.
- (25) Ha<sup>1</sup> a. a. O., S.73; Croon, a. a. O., S.12.
- (26) Ebenda, S.212.
- (27) Ha<sup>1</sup> a. a. O., S.251.
- (28) Croon, a. a. O., Kap. 7.
- (29) Hahn, Struktur, S.196—203.
- (30) Ha<sup>1</sup> a. a. O., S.136f.
- (31) Ebenda, S.143—5, 165f.
- (32) この交渉の経緯に関しては、Ha<sup>1</sup> a. a. O., S.177—82; Croon, a. a. O., S.13—23、参照。
- (33) Ha<sup>1</sup> a. a. O., S.129.
- (34) Ha<sup>1</sup> a. a. O., S.85. かかる対立は16世紀末以降、徐々に激しさを増していくが、それについては第2節でとりあげることになる。
- (35) Croon, a. a. O., S.20.
- (36) 領主貴族達が、農場領主制形成を通じて農民経営や周辺都市に対して圧力を加えることによって、16世紀のブランデンブルクの社会構造が、世界システム論でいうところの「周縁的構造」への指向を内包していた点については、否定する理由はない。しかし秩序形成者、利害調整者としての城主＝官職貴族は、少なくとも16世紀末までは、かかる指向の過度な追求に対して自己抑制するだけの余裕や能力を兼ね備えていた。「17世紀危機」発生に関するホブズボームの周知の仮説では、東ヨーロッパにおける農場領主制の形成が、農民経営や都市を衰退させ、市場収縮の一因となったことが指摘されているが(「17世紀におけるヨーロッパ経済の全般的危機」トレヴァー＝ローパー他『十七世紀危機論争』創文社、1975年、所収)、ブランデンブルクに関しては、この図式が当てはまるか疑問である。



地図 18世紀クールマルクのクライス区画



注：16世紀においては、アルトマルク、プリクニッツ、ウッカーマルク以外の（小）クライスがミッテルマルクを形成するが、三十年戦争後は小クライスが実体上は独立する。

第1表 ウッカーマルク貴族の所領所有（単位：村落数）

貴族家	1500年		1600年	
	一括領有	分割領有	一括領有	分割領有
Arnim	28	32	65	28
Holzendorf	9	23	13	14
Greiffenberg	9	23	10	4
Sparr	7	1	7	2
Blankenburg	6	5	9	7
Berg	6	4	7	4
Hohnstein	6	3	7	1
Bredow	6	2	3	—
Buch	4	11	5	13
Eickstedt	3	6	5	12
Lindstedt	3	6	3	7
Döhren	3	1	3	1
Schulenburg	2	11	8	7
Arnsdorff	2	2	2	2
Ramin	2	1	2	3
Stegelitz	2	3	3	4
Stülpnagel	1	5	2	4
Kerkow	1	4	2	4
Trott	1	—	24	1
総計	101		179	

典拠：L. Enders, Uckermark, S.307.

第2表 プリクニッツ貴族の所領所有

貴族家	ラントショッス申告額 (1542年) (上位10家)	村落数 (1600年)	
		一括領有	分割領有
Quitzw	260Gulden	39	23
Rohr	806	38	18
Gans	548	37	11
Saldern		16	5
Blumenthal	80	10	4
Wenckstern		10	3
Wartenberg	108	9	10
Warnstedt	116	8	6
Möllendorf	95	5	9
Klitzing	90	4	7
Winterfeld	67	4	2
Kehrberg		3	2
Platen	107	2	9
Kapelle		2	7
Königsmark		2	2
Kaphengt		2	2
Krüsicke		2	0
Burghagen		2	0
Düpow		2	0
他20家		計 12	
総計	約 3000Gulden	209	

典拠：J. Schultz, Prignitz, S.138f. ; L. Enders, Aus drängender Not. Die Verschuldung des gutscherrlichen Adels der Mark Brandenburg im 17. Jahrhundert, in : Jahrbuch für die Geschichte Mittel-und Ostdeutschland, Bd. 43, 1994, S.9f. より作成。

第3表 ハーヴェルラント貴族の所領所有 (単位：フーフエ数)

	1500年	1620年
第1グループ	6家 1936.5 (52.57%)	7家 2404.5 (64.45%)
第2グループ	10家 904.25 (24.55%)	3家 336 (9.01%)
第3グループ	9家 375.5 (10.19%)	12家 683.5 (18.31%)
第4グループ	33家 467.25 (12.67%)	22家 307 (8.23%)

典拠：Hahn, Struktur, S.41

注：グループ分類の基準については、本文17頁を参照。

第4表 ウッカーマルクの領主直営地と農民農場の動向（単位：フーフエ数）

	1500年	1560年	1620年
農民フーフエ	8775	8457	7617
騎士フーフエ	2028	3731	4908
廃村	4427	3042	2705

典拠：Enders, Uckermark, S.173.

注：農民フーフエの中で、領主直営地に統合された部分に関しては、騎士フーフエとして計算されている。

第5表 ミッテルマルクの領主直営地と農民農場の動向（単位：フーフエ数・村落数）

小クライス	1450年		1624年			
	農民農場	領主直営地	農民農場	領主直営地	村落数	廃村数
テルトウ	2008	315	3039	675.5	124	9
下バルニム	2596	244	3369	637.5	89	14
上バルニム	2945	223	2416	902	68	18
東ハーヴェルラント	2033	408	2583.25	614.5	77	5
計	9582	1190	11407.25	2829.5	358	46

典拠：Behre, a. a. O., S.40, 62 ; Grossmann, a. a. O., S.111-38 ; E. Fidicin, a. a. O., Bd. 1-3、より作成。

注：農民フーフエの中で、領主直営地に統合された部分に関しては、領主直営地として計算されている。

第6表 ブランデンブルク官職の13貴族家による寡占状況（1470-1620年）

一族当たりの官職保有者数	一族数	官職保有者数	官職数
6人以上	13	133	227
3～5人	19	68	107
1～2人	97	116	192
計	129家	317人	526

典拠：Hahn, Struktur, S.207.

注：ハーンによる集計上の誤りは訂正されている。

第7表 ブランデンブルクの指導的官職貴族家の官職保有（1470年－1620年）

貴族家	官職保有者	官職数	宮廷官	ランデスHpl	アムツHpl
Alvensleben	7	12	3	3	5
Arnim	21	33	12	6	9
Bredow	10	14	4	3	4
Flans	13	28	9	0	12
Gans	10	19	3	4	5
Hake	8	16	7	0	5
Oppen	6	12	3	0	5
Quitow	6	8	1	1	5
Rochow	7	10	2	0	5
Rohr	10	17	4	4	6
Schlieben	11	17	9	0	4
Schulenburg	14	24	1	7	7
Winterfeld	10	17	2	3	6
計	133(42%)	227(43%)	60(45%)	31(75%)	78(35%)

典拠：Hahn, Struktur, S.207.

注：ハーンによる集計上の誤りは訂正されている。

第8表 貴族家別の新ピール税金庫大委員会委員数（1564－1601年）

貴族家	委員数	官職保有者数	官職数
Bredow	11	10	14
Arnim	9	21	33
Schulenburg	7	14	24
Rochow	6	7	10
Röbel	5	2	2
Burgsdorf	4	2	5
Bartensleben	3	3	7
Bismarck	3	1	1
Blumenthal	3	1	1
Gans	3	10	19
Gladow	3	—	—
Lüderitz	3	3	6
Thürmen	3	4	35
Wulffen	3	3	3
以上14家計	66人		
他 55家計	75人		
69家総計	141人		

典拠：Ha<sup>1</sup>, a. a. O., Anlage 2.; Hahn, Struktur, S.349-52、より作成。

注：官職（保有者）数は、1470－1620年の数値である。